

令和元年9月定例会

政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和元年9月11日（水）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	令和元年9月11日（水） 午前 8時57分
閉 会 日 時	令和元年9月11日（水） 午後 2時57分
委 員 長	金澤孝太郎
副 委 員 長	坂本 国広
委 員	中野 昭 竹田 悦子 坂本 晃 潮田 幸子 加藤 英樹
委員会欠席委員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	な し
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 5 4 号	鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第 5 5 号	鴻巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 5 6 号	鴻巣市税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 9 0 号	令和元年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 9 4 号	平成30年度鴻巣市一般会計決算認定について のうち本委員会に付託された部分	認 定

委員会執行部出席者

(市長政策室)

市長政策室長 根岸 孝行
市長政策室副室長 齊藤 隆志
市長政策室副室長 佐々木紀演
秘書課長 小林 勝
総合政策課長 武田 昌行

(総務部)

総務部長 榎本 智
総務部副部長 清水 洋
総務部参事兼総務課長 木村 勝美
総務課副参事 國島 清文
総務部参事兼職員課長 藤崎 秀也
契約検査課長 関根 正
情報システム課長 野口 高志
総務部参事兼
やさしさ支援課長 田島 盛明
やさしさ支援課副参事 小川 裕子

(財務部)

財務部長 高木 啓一
財務部副部長 岩間 則夫
財政課長 鈴木 誠司
資産管理課長 五十嵐 剛
財務部参事兼税務課長 染谷 秀幸
税務課副参事 野口 豊和
収税対策課長 矢澤 欣子

吹上支所長 瀬山 慎二
川里支所長 関根 和俊
会計管理者 田口 義久
会計課長 高子 英江
監査委員事務局長 山縣 一公

書記 小野田直人
書記 篠原 亮
書記 中島 達也

(開議 午前8時57分)

(委員長) それでは、おはようございます。平成30年度の鴻巣市一般会計決算認定について、昨日は歳入の説明と質疑を行いました。今回は歳出についての執行部から説明を求めた後、討論、採決という形で段取りでやりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の会議を開きます。

議案第94号 平成30年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の歳出について、執行部の説明を求めます。お願ひします。

(説明省略)

(会計課長) 昨日潮田委員からのご質問に対しての答弁の中で訂正がありましたので、申し上げます。

平成30年度末の基金総額を165億と申し上げてしまいましたが、正しくは106億5,000万ですので、訂正し、おわび申し上げます。

以上です。

(委員長) ただいまの説明については事務局と委員長のほうで訂正いたします。

では、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時53分)

◇

(開議 午前10時09分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま歳出についての執行部の説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(加藤) では、何点か質問させていただきます。

69ページのところからスタートさせていただきたいと、決算書の69ページのところからになりますけれども、そのちょっと上段のほうに採用試験業務委託料というのがございます。これは、どういった内容を委託をされているのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

(総務部参事兼職員課長) 採用試験の業務委託の内容といたしまして、

第1次試験の部分の一般教養試験の問題作成と、それから採点業務。それから、適性検査の問題作成、採点業務、論文試験の採点業務となっております。

以上でございます。

(加藤) この部分了解いたしました。

同じページの下のほうになりますけれども、人事給与システム事業がございます。その中で委託料、システム保守委託料など、わからないながらも、ちょっとやっぱりお金かかるのだなというような印象がございますが、保守委託の中では例えば壊れたときに直すよと、保守するよとかいうようなもののほかに例えば人が介在するとか、多分職員課の部門って人勧とかいろんな年度年度によってルールが変わったりするところへもしかして人が介在するとか、この保守委託料、比較的高額だなと思う中でどんな感じの保守委託なのか。人が介在するものも含めた保守委託なのか、ちょっと確認させてください。

(総務部参事兼職員課長) 人給システムの保守の範囲ということでお答えをさせていただきます。

まず第1に、この人事給与システムは自庁設置方式でございますので、サーバー等については鴻巣市の中にある形になっておりますので、定期的にハードのまず保守管理の部分と、それからソフトの部分、先ほど委員がお話をいただいた、SEが出張する部分というのもございます。それは、軽微なシステム改修のときであったり、先ほど委員ご指摘の人勧等の給料、人事院勧告等で給料表が変わったときの再設定であったり、追給処理であったり、それから年末調整の事務等で設定を変えるときにSEに出張していただいて、ソフト部分の作業をしていただいているという状況でございます。

以上でございます。

(加藤) ありがとうございます。

それでは、ちょっとページを変えまして、73ページのところに行きたいと思っております。73ページのところには中段あたりにファイリングシステムに関するもの、またその下に文書管理にかかわることが記載され

ておりますが、そもそもとして行政、文書というのは非常に多いものだと思います。一方で、電子化への推進などなるべく省略化していくものもあるかと思うのですけれども、権限移譲などもあっていろいろふえていく傾向があるのではないかと。そんな中で、今文書量全体としての傾向がどっちに向いているのか。やはり多くなっているわということなのか。多くなっているのだとしたら、文書保存箱をこれからもどこかにちゃんと保存しなければいけないなど、そのスペース的なものも当面大丈夫なのか。その見通しをちょっと確認させていただきたいと思っております。

（総務部参事兼総務課長）お答えいたします。

文書の傾向としては、ふえつつあるというふうに認識してございます。各課のファイリングボックスも保存されている文書、年度末になるといっぱいになります。それから、何年保存とって保存箱で保管するものもだんだんふえてきているようになりますので、近いうち何年かには保管庫もちょっといっぱいになるのではないかなと心配な面もございませう。

以上です。

（加藤）今のご答弁からちょっと不安な部分があるという中で、何かしら対応策、もし考えているもの、検討しているものがあつたらちょっとわかる範囲で教えていただきたいと思います。

（総務部参事兼総務課長）保存文書につきましては、必要なものを必要な年限保存するよとということ、年に1回、2回、ファイリングの実地指導とということ、各課を回ってございませう。その際に何でもかんでも永年にするとか長期な年数保管するということではなくて、必要な見直しをかけて、なるべく必要な文書を必要な分だけ残すよとということで見直しを促すよとに指導してございませう。

以上です。

（加藤）それでは、ちょっとまたページを変えまして、85ページのほうに移りたいと思ひませう。85ページの中段以降で情報システム課の所管の中で下のほうには基幹系システムであつたり、次のページの中段には情報系システムであつたりというふうに記載してございませうけれども、今まで

のいろいろな説明の中での基幹系システムというのが住民情報、センシティブな情報の塊がたくさんあるものが基幹系のところで、外には行かないよと。情報系のほうはそうではない文書系のもので、場合によっては外との通信はあり得るような、そんな大まかな違いがあるご説明もあったかと思います。そんな中で基幹系システムというのは、個人情報がいっぱい載っているものが基幹系のみならず、多分各課で幾つかシステムがあるのだと思うのですけれども、ちょっと基幹系の中で、いわゆる情報システム課のほうで管轄している基幹系の中ではこういったものを大枠でやっているよと。あるいは、センシティブな情報がたくさんあるけれども、事業課のほうでやっているものはこんなものがあるよというのをちょっと参考までに教えていただければと思います。

（情報システム課長）基幹系システムにつきましては、住民記録や印鑑などの住民基本台帳系、国民健康保険の資格や給付などの国保系、住民税や固定資産税などの税系、児童手当や障がい福祉などの福祉系などのユニットで構成されている住民情報を主に扱うシステムでございます。また、情報系システムにつきましては、基幹系システムに含まれない個別な業務であります。主なものとしましては、こちらも個人情報を扱う業務になるのですが、生活保護システム、介護保険システム、健康管理システムなどが挙げられます。そのほかに情報系のシステムとしましては、市の内部事務で使用します財務会計システムや文書管理システム、また委員ご指摘のとおり職員用の掲示板や電子メール、インターネットといった外部と接続するネットワーク環境が必要なシステムなどがございます。

以上でございます。

（加藤）今ご説明いただいて、これ念のための確認なのですけれども、この決算書の87ページにはネットワークシステム事業というのが下のほうにございます。LGWANなど、そういった本当に個人の基本情報が流れたり、あるいは本当に個人情報がたくさんあるようなグループと、先ほどおっしゃったグループウェアとか職員が使っているシステム、このところはネットワークとしては完全に分離した形で運用がなされている

というようなことでよろしいか、ちょっとこれも確認をさせていただきたいと思います。

（情報システム課長）ネットワークの分離につきましては、国の自治体情報セキュリティ強化対策事業によりまして、情報系のネットワークにつきましてはL G W A N接続系とインターネット接続系に分離することになりました。インターネットの接続につきましては、埼玉県が構築、運営する埼玉県自治体情報クラウドを経由することになったことからセキュリティが強化され、具体的には埼玉県と県内自治体のインターネットの接続口を集約、一元化することにより、高度なセキュリティ対策の実施と通信環境の集中管理等が行われるようになりました。

（加藤）今私もああ、そうなのかというちょっと新しい発見というか、私の勉強不足もあったのですけれども、非常に個人情報が多い、センシティブな情報が多い業務システムというのは完全分離してそっちグループでやっていますよということと、今先ほど情報系という言葉がございましたけれども、情報系の中もさらに細分化して、国とのルールの統一のもとでL G W A N、政府同士が地方政府、国政府、つながるところは外に行くけれども、そのラインと、また職員がインターネットなどを確認しながら業務をしなければいけない部分もあって、情報系と言われていたようなものがまたちょっと少し細分化された形で、大枠でいうと3通りみたいな感じで運用しているというイメージでよろしいですか。

（情報システム課長）そのとおりでございます。

（加藤）今89ページのところがL G W A Nというのが載っているところですが、その下にセキュリティ対策というのがございます。よく我々もメールのやりとりというのはパソコンであったりするのですが、たまに外部から来るメールの中で、私加藤宛てにメールが来る。そのときに発信者が私及びAさん、Bさん、Cさん、Dさんにまとめて何々関係者さんと送ってくるのがあって、それは私は今度Bさん、Cさん、Dさんの全部メールアドレスがわかるような、わかってしまうような送られ方をするケースがたまに個人的には経験をしております。これが今度は市役所に当てはめたときに、市役所がAさん、Bさん、Cさ

ん、Dさんに発信しなければならない情報をAさん、Bさん、Cさん、Dさんがお互いにアドレスを知り合う関係というのは容認されるケースと、いやいや、ちょっと待ってよというケースもあろうかと思うので、職員の皆さんにおかれては、いわゆる専門的に言うとCC、BCCみたいなところの教育がしっかりとなされていなければいけないなどふだんの生活をもって感じるのですが、その辺のセキュリティー教育というのを研修的なものはどのように実施されているのか確認させてください。

(情報システム課長) 職員のインターネット環境のセキュリティーの研修につきましては、職員の採用時に1度メールの使い方等を含めましたセキュリティーの研修を行っております。また、年に1回全職員を対象にセキュリティーの研修を実施しております。

以上です。

(加藤) 以前、何年か前か、議会の中でLGWAN関係のものだったかでちょっとそういったそごがあった記憶があって、私質問した記憶があるのです。なので、今この質問したのですけれども、ぜひともその教育というのがしっかりとされることは期待したいなと思っています。

次に行きます。次、ページが若干動きますが、109ページのところ、ここは人権相談にかかわるところになります。このページ全体の中で人権、大枠で人権というものが記載されておりまして、その次のページ、111に行っても今度は女性相談事業なども含めて相談業務などがございます。昨今の例えばオレオレ詐欺であったり、消費者、市民の皆さん方がちょっと消費部分でだまされたりというようなリスクがある時代ではないかなと。特に単身家族、核家族が多い中で高齢者世帯などはよりそういう傾向が出てくると思いまして、人権相談、そして女性相談、ともに相談件数的なものでいうとどんな傾向を示しているのか、確認させていただきたいなと思っております。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) 今のご質問につきましては、人権相談と女性相談の相談内容の傾向ということでお答えさせていただきたいと思えます。

人権相談の平成30年度の内容の内訳としまして、一番多いのがやはり金

銭問題、こちらの相談が一番多かったという記録になっております。また、その次には家族問題です。家族内の問題、そちらのほうでご相談いただいた方がいらっしゃったということです。そのほか少数ではあるのですが、高齢者の問題とか障がい者の問題、これは恐らくおつき合いというか、お友達の関係とか、そういうことかと思うのですが、そのような関係とか相続問題、あと不動産の問題、そのような問題で人権相談のほうにお越しいただいている市民の方が多うございました。

続いて、女性相談のほうの関係ですが、女性相談につきましては、やはり一番多いのがDVに関係する相談が一番多かったということです。あとは離婚の問題です。離婚したいけれども、どうしたらいいかとか、そのようなご相談が次に多かったということです。あと、人間関係のコミュニケーションに関係する問題とか、あとは自分の生き方についての相談、そのような相談で受けていたということです。

以上です。

（加藤）ありがとうございます。

それでは、ちょっとページ少し動きますが、119ページのところでは税の関係、特に市民税のあたり、あるいは確定申告に絡むことが出ておりますけれども、ちょっと幾つか聞きます。まず、確定申告のところではやはり申告者が、イメージとしてなのではございますけれども、結構申告に並ぶとか大分お待ちになられるというのがイメージとしてあるのですけれども、現状がどうかということは別にして。それで、聞いたところによると、やっぱり申告を受ける人数が一定数いないと効率的にはならないと言われている中で、横断的な協力体制というのを以前敷いていたと思うのですが、今現在もそういった申告を受ける側の職員の横断的な体制というのが維持されてやられているのか、ちょっと確認をさせていただきます。

（税務課副参事）今のご質問につきましては、現在も横断的支援のほうは行っております。申告については、市民税の経験者と1年目から3年目までの職員の受け付け補助という形で現在も横断的支援のほうをいた

だいて、申告のほうを受け付けをしております。

以上です。

（加藤）今そういうような体制をとっているということですがけれども、主に経験値が何ぼかというか、何年かされている方がやっているイメージでしょうか。

（税務課副参事）実際納税者の方の申告を受けるのはやはり税の経験がないと、一朝一夕というわけにはいきませんので、その部分については市民税のOB、OGにさせていただいております。また、通常の受け付けですとか申告者の案内等につきまして、1年目から3年目までの職員の方にも支援をいただいております。

以上です。

（加藤）ちょっとそのページの、119ページの下のほうには、市税電子化事業という部分でeLTAXの表記がございます。本当に簡単にeLTAX、こんな形で活用されているという概要的なものをちょっと確認させていただきたいとこういうこと。

（税務課副参事）eLTAXの概要でございますけれども、地方税における手続をインターネットを利用して電子的に行うシステムということでございまして、事業所のほうは給与支払い報告書ですとか特別徴収義務者が異動届を出したりですとか、あとは年金の支払い者のほうが年金の支払い報告書等を電子的に提出を行うというような形になっております。

（加藤）それでは、123ページ、ちょっと確認をさせてください。このページ、この前後は徴収、収税対策的な、そういうエリアになりますけれども、収税対策って自治体によって個性がいろいろとあろうかと思えます。そういう中で法定でやらなければいけないのが、滞納が発生した場合に督促状を発送しますよというようなところは法定の行為だと思うので、粛々とやっているのだと思います。それから、今度は督促状を発送してから10日経過後に例えば催告、私は催告というのは任意の行為ではないかなと思っているのですけれども、催告の回数とか、あるいは自治体によっては自宅訪問とか、いろいろあろうかと思えます。個人的に

は自宅訪問って職員の皆さんが日中に仮に行くとしたら、なかなか留守のケースも多いかと思って、効率的、効果的ではないのではないかなと推測しているのですけれども、本市の場合の滞納になって督促出してから任意とされるところの催告と、あとは自宅訪問的なところ、これの実施している、していないも含めて状況を確認させていただければと思います。

（収税対策課長）督促状を発送後10日経過しても完納がない場合については、差し押さえをしなければならないということになっているのですが、すぐに差し押さえを、物理的にも件数が多いございますので、できかねますので、まずその後現年度分については、もう既に第2期ぐらいまで各税目が納期限経過しておりますけれども、まず10月に第1回目に一斉催告を送ります。それでも納付がない場合、今度1月に一斉催告をする。2月にまた送ると。4月にまた送って、現年度分については4回一斉催告ということで送らせていただいております。市によっては臨宅徴収なり、あとは電話催告なりということをしている団体もございませうけれども、鴻巣市の場合は原則催告による、文書による催告のみということで、滞納繰り越し分で古い案件だとか大口の案件、困難案件のようなものは一部電話催告等をして納付なりを促しておりますけれども、原則的には一斉催告、文書での催告のみとしております。

以上でございます。

（加藤）では、最後の質問をさせていただきたいと思います。

資料として頂戴しました30年度普通会計決算状況調べ、こちらの中で真ん中の下のほうには普通建設事業債、そんな部分がございます。この普通建設事業債、建設関係の大きなものでいうと、当然ながら合併特例債にも多く関連してくるのではないかなと思います。今回30年度の決算が見えたという中で、この合併特例債に関しまして、合併後、今までの中で、今までの地域ごとの額とか割合とか、わかる範囲でちょっとお示しいただければありがたいなと思います。

（財政課長）それでは、普通建設事業費と特例債、両方という形でもよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

(財政課長) 額と割合ですね。では、まず普通建設事業費から言わせていただきます。30年度決算までの合併後からの過去のというところで、鴻巣地域ですけれども、331億4,176万5,000円、割合にいたしますと49.3%。吹上地域の普通建設事業費ですけれども、126億3,222万3,000円、18.8%。川里地域につきましては56億8,080万円、率にしまして8.5%。地域にまたがらない全域という形で考えさせていただくものが157億5,907万4,000円、割合で23.4%になります。それと、合併特例債に関して、合併特例債、鴻巣地域です。119億10万円、率にしまして39.9%。吹上地域です。70億530万円、率にしまして23.5%。それと、川里地域ですが、35億9,310万円、率にしまして12.1%。全域といたしまして73億160万円、率にしまして24.5%。それとあと、1人当たりとかもでしたっけ。

(1人当たり、ちょっともし数字であればわかる範囲で教えていただければの声あり)

(財政課長) そうしましたらば、鴻巣地域の普通建設事業費から申し上げます。細かい端数になってしまうので、1,000円単位で説明させていただきます。

鴻巣地域のほうですけれども、39万4,000円、これ普通建設事業費になります。同じく鴻巣地域の合併特例債です。14万1,000円。普通建設事業費の吹上地域です。44万8,000円。合併特例債のほうが24万8,000円。川里地域ですけれども、普通建設事業費のほう70万9,000円、合併特例債のほう44万9,000円。市内全域といたしまして、普通建設事業費のほう13万1,000円、合併特例債のほう6万円という構成になっております。

(潮田) ちょっと少し細かいことになるかもしれませんが、まず67ページのところで、ちょっとよくわからないのが、67ページの職員課職員人件費のところで職員給、16目になるのかな、交通安全対策費で給料へ流用となっていて、これが101ページのほうにまとまって、交通安全対策費が101ページから、103ページのほうですね、ずっとまとまっているのですけれども、この交通安全対策費というのが歳入のほうでいう19ページの交通安全対策特別交付金との関連とかがあるのでしょうか。

そういうものとは関係なく、今までの決算書ではこういうような書き方がなかったような記憶がございまして、この交通安全対策費がまとまって、103ページのほうにあるような形ってこれどういうことなのか、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

（総務部参事兼職員課長）2点ご質問いただいたかと思います。まず、歳入のほうと関連があるかということですが、こちら関連ございません。こちらの流用の、どうしてこれだけ流用しているのかというところが2点目だと思うのですが、これにつきましては年度途中で職員の人事異動がございまして、職員を増をした関係がございまして、そこの部分の費用が足りなくなった点と、交通指導員手当が不足した部分がございまして、そちらを流用したと、職員課が所管する人件費のほうから移動したという形になっております。

以上でございます。

（潮田）そうすると、これは単純な流用であって、交通安全対策、交通安全、その名称に、今指導員の話がありましたけれども、名称にこだわるほどのものではないということになるのでしょうか。ちょっとそれがわかりません。

（総務部参事兼職員課長）特に交通安全対策、お答えでこだわるものではないというのがまず第1点です。それから、どうしても昨年度ちょっと交通安全対策のほうでデマンドの関係の超過勤務等もちょっと予想がこれだけできなかった部分もございまして、そこが不足した関係で目を越えての流用等が多かったということで、そこはちょっと精査し切れていなかったという部分でございます。ご容赦いただければと思います。以上でございます。

（潮田）わかりました。ちょっとその項目が余りにも多かったので、びっくりいたしました。

次、69ページの臨時職員雇用事業のところですけども、この臨時職員というのは何人くらいになるのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）まず、市全体の臨時職員数が毎月毎月変わってくる部分があるのですが、おおむね540人、50人というのが大体毎月の、

毎月というか、平均するとそのぐらいの人数になっております。

以上でございます。

(潮田) その540人がそれぞれ全部給与もらっている金額というのはかなりな差があるということでしょうか。平均的な金額とかというのが出るものなのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 鴻巣市の現在の臨時職員につきましては、フルタイムの職員は一人もおりません。ただ、勤務時間が保育士等々から一般事務補助等多様でございますので、各課の仕事の状況、それから職員の配置状況、こういったものの不足しているところを補うという形での雇用になっておりますので、なかなか平均的に幾らというのは出しづらいところがございます。申しわけありません。

以上です。

(潮田) 平均的なのは難しいにしても、時給というのが業務内容によって違うかと思うのですけれども、幾つぐらい、一番多い時給の場合と少ない時給の場合とどのようになっているのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 細かく非常に分かれておりまして、大ざっぱというか、大きく分けますと、一般的に市の窓口等にいらっしゃる方々というのが一般事務補助と呼ばれておりまして、そちらの方々については930円となっております。そのほかあと代表的なものとしたしましては保育士の、保育士もいろいろありますけれども、週3日勤務の保育士については980円、それからそれを超える保育士については1,120円ですとか、あるいは学校関係の教育指導的に当たるようないきいき先生だとかにつきましては、いきいき先生は日給で5,940円、さわやか相談員さんについては日給で7,400円とさまざまな状況になっておりますが、大体そのような内容になっております。

以上でございます。

(潮田) わかりました。

次、71ページの市長への手紙、メール、これって年間どのくらい来ているのでしょうか。それに対してお返事をしますよね。それに対してさらにまた市民の方から何か返答があったりとかというような形でのものは

あるのでしょうか。

（秘書課長）平成30年度、市長への手紙の実績ですが、手紙が53通、市長へのメールとして130通、計183通、30年度に来ています。その中で一度お返事をさせてもらった中で再度またご質問が来たときには、一度回答したものに関しましては各課のほうで再度連絡をとっていただいております。

以上です。

（潮田）わかりました。たまたま見させてもらって、すごく丁寧にやっているの、びっくりいたしましたけれども、わかりました。

75ページの財務会計システム事業の中で、やはりこれシステム保守委託料のところ、13の1、ふるさと館費需用費へ流用、これはどういうことで流用になっているのか確認をしたいのですが。

（財政課長）こちらのほう、目を越えた流用は全て決算書に記載するというルールになっておりまして、ふるさと館のほうが目を超えているということで、ふるさと館のほうの需用費、光熱水費だったかと思うのですけれども、去年の暑かったときの関係で光熱水費のほうが不足してしまったということ。また、修繕等が発生したということもありまして、年度末で財政のほうで若干予算が余っていたところがありましたので、そちらのほうから目を越えた流用で対応させていただいた案件になります。

（潮田）その目を越えた流用の場合って、どういう判断でどこから持ってくるのかというのは、それ全部財政のほうでやるということになるのですか。

（財政課長）まず、流用のルールといたしまして、同一事業内の中でやりくりができるかどうか。同一事業の中でできない場合は、他の事業を次に優先順位。他の事業でもやり切れない場合というのは、目を越えた流用という形で処理をさせていただくのですけれども、ふるさと館に関しましては1事業しかございません。目内に1事業しかありませんので、その事業内でやりくりがほぼきかなくなりましたので、やむを得ず財政課のほうに相談が来ましたので、財政課のほうから流用の財源

を確保して回したというていになっています。

（潮田）同じページの出納事業の中で、会計課になります。出納事業の中で口座振替等手数料というのが1,000万を超えているのですけれども、これって件数でいうとどのぐらいの振替とかがあるのでしょうか。

（会計課長）こちら口座振替等手数料というところで金額のほうは提示されておりますが、こちらの内容としましては5つの歳出が一緒になっております。1つ目が口座振替手数料、こちらは会計課で予算をとっているのはゆうちょ銀行への予算になっております。2つ目が組み戻し手数料、こちらのほうは振り込みの際に例えば債権者、振り込み相手方の口座が誤っていたとかという形で戻ってきたときの手数料になります。3番目は、イージーバンク手数料といって、埼玉りそなとつながっているシステムになります。こちらのパソコンサービスの手数料です。4つ目が公共料金の手数料、こちらは公共料金を一つにまとめたシステムになっておりまして、主に水道料金だったりとか電気料金だったりということ取りまとめているサービスになります。5つ目がコンビニ収納の手数料になります。一番大きなものは、こちらのコンビニ収納手数料になるかと思えます。こちらのほうの一番大きい費用としましては、棒読みでよろしいでしょうか。939万3,702円となっております。件数も。

（はい、件数がの声あり）

（会計課長）では、コンビニのでよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

（会計課長）コンビニの件数になります。1年間の件数なのですが、約69万件となっております。

以上です。

（潮田）わかりました。コンビニ収納69万件、大変に多くてびっくりいたしました。それたしか……

（会計課長）失礼いたしました。今69万件と申し上げましたが、税と料金と分かれておりまして、料金のほうが69万件、税のほうが約13万件になります。

（何事か声あり）

(会計課長) 申しわけございません。件数で申し上げますと、料金のほうが1万2,000件です。税のほうが13万件になります。

以上です。

(潮田) そうすると、料金のほうが今69万と言ったのを訂正で1万……

(会計課長) 金額のほうを申し上げてしまいました。

(潮田) では、もう一回答弁、済みません、言っていたいてよろしいですか。件数で。

(会計課長) 改めまして申し上げます。コンビニ納付の30年度の実績ですが、件数で申し上げますと料金のほうが1万2,000件、税金のほうが13万件となっております。

以上です。

(潮田) これをたしかコンビニ納付ではなくて口座振替、いわゆる引き落としとかという形にすると、たしか料金的には手数料というか、非常に安くなるかと思うのですけれども、その金額、コンビニの場合と口座振替、引き落としの場合との金額の違い、1件当たりの違いを言っただけですか。

(会計課長) コンビニですと手数料のほうが55円となります。口座振替は10円となります。

以上です。

(潮田) そうすると、これは口座振替を推進していくことが大事かなというふうに思います。

そうすると、その次の行に指定金融機関事務取扱手数料、これについては実績というか、毎年定額になっているかと思うのですけれども、これはどういうことなのでしょうか。

(会計課長) こちらに関しましては、埼玉りそなの派出の手数料となっております。

以上です。

(潮田) わかりました。

次は77ページの本庁舎維持管理事業の中の下から3行目、植栽管理委託料について確認をしたいと思います。これが本庁舎の周辺の芝生とかも

ありますけれども、花壇のあたりはたしかボランティアの方とかがやっ
てくださっているかなと思うのですけれども、この329万4,000円とい
うのはどこに委託をされていて、どこの部分になるのか。本庁舎の周
り、本
当に建物の周りのところはヒメイワダレソウがずっとなっていますか
ら、あそこを管理しているって余り感じないのですけれども、これだけ
の金額というのはどこの管理をしているのか、お願いしたいと思いま
す。

(資産管理課長) この植栽管理業務ですけれども、本庁舎並びに第二
庁舎、一部保健センターの高木、中木、低木並びに本庁舎周辺の芝生
の緑地、本庁舎建物のヒメイワダレソウ、ここに生えてくる雑草、こ
れの除草並びに第二庁舎駐車場の除草、並びに高木等の剪定が一連
の業務にな
っております。

以上でございます。

(潮田) 委託先は。

(資産管理課長) 委託先は民間業者になりまして、昨年度は宮沢造園
さんという業者に委託してございます。

以上でございます。

(潮田) 79ページの庁用バスの運行管理事業で、この運行実績、平成
30年度何回使っている、またはそれを1回当たりに計算、1回当たり
で定額
になっているのか、時間によってなのか、どういう内容になっている
のでしょうか。

(資産管理課長) 庁用バスでございますけれども、昨年度は78台分
の運行がございました。また、料金につきましてはバスの種類、大型
、中型、
小型、また行き先が市内であったり、県内であったり、県外であった
り、運行時間、行き先によってまた料金が異なっております。

以上でございます。

(潮田) これは、運転手もいるということによろしいでしょうか。

(資産管理課長) バス並びに運転手ということになります。

(潮田) 81ページの総合政策課のふるさと納税の件お聞きしたいと思
います。これ予算書のほうで見ると予算では900万、実績は353万
8,000円、
ふるさと納税事務委託料のところはその金額になっているのですけ
れど

も、このふるさと納税事務委託料というのは出来高払いなのでしょうか。どういうことになっているのでしょうか。

(総合政策課長) 15%の出来高の支払いとなっております。

(潮田) ということは、ふるさと納税の金額が少なかったということになると思うのですが、その前の年から比べてどういった原因が考えられるのでしょうか。

(総合政策課長) 件数のほうでは、前の年度1,689件に対しまして1,732件で43件プラスになっております。ただ、金額のほうは4,350万円から3,744万5,000円ということで約600万円の減少となっております。これに関しましては埼玉県内では県を含む64団体中、29年度が13位であったのに対し、30年度は12位と上がっております。これは県全体で、鴻巣市だけではなくて全体で金額のほう下がっているといった傾向があったと考えております。

(潮田) そうすると、このふるさと納税、これ一番本来だったらおいしい話ですよ。市民の方ではなくほかから外貨を稼ぐというか、できるものですので、これは私は単純に原因というのを、数字だけを聞いたのではなくて、どういったことが言えるのでしょうかとお伺いしたのですが、どういったことなのでしょう。

(総合政策課長) 29年度につきましてはひな人形の寄附、これ450万円ありまして、そういった大口が昨年度はなかったということで金額のほうは差が出ているのかというふうには分析はしております。

(潮田) いっつき総務省のほうで過剰なものはだめだと言っていたのが泉佐野市が結局はオーケーというふうになるような、今そういうような動きがある中で、鴻巣市の今後の戦略としてめいぶつチョイスとかもやっていく関係もありますので、これももう少し力を入れていかないと、今後また出来高払いで15%というふうになっていくと、歳出のほうだから、これはいいのだけれども、今後のためにはもうちょっと努力をしていただかないとかなというふうに思っております。

それと関連してなのですが、その同じページ、若手職員政策研究事業でもこういったふるさと納税とかかかわっているのかよくわからな

いのですが、若手職員政策研究事業で、これは金額少ない7万7,132円ですけれども、ここから出たアイデア等で生かされているものとかというのは何が30年度ではあったのでしょうか。

（総合政策課長）30年度の若手職員の研究については、課題として研究テーマが2つありまして、中央公民館エリア再編構想に関することと、あとは地方創生に関する民間事業者との共同研究ということで、今年度実施する筋肉の宴とU18フェスということでこちらの企画を検討しております。ふるさと納税の件は、検討のほうは行っておりません。

（潮田）次が83ページ、3世代住宅取得補助金が、これ予算では1,000万だったものが決算では1,300万になっております。これの実績の件数が予定はどのくらいで、実際にはどのくらいだったのかというのをお願いいたします。

（総合政策課長）平成30年度の実績ですが、30年度から転居の分もこの対象といたしまして、30年度の内訳は転入件数が52件、転居件数が35件、合わせて87件という形になっております。

（済みません。予算で立てたときはどのくらいの予定だったのかの声あり）

（総合政策課長）予算のほうは件数というより、前年並みということで前年度の予算を計上しております。

（潮田）同じくそこの行で結婚新生活支援補助金、これについては県内でも、全国の中でも鴻巣市が結構一番最初なぐらいに着手をしたものだったかと思うのですけれども、これのほうの件数というのは出ていますでしょうか。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）結婚新生活の関係につきましては、今年度うちのほうに所管がえになりましたので、やさしさ支援課のほうからお答えさせていただきます。

30年度の実績といたしましては、合計7件申請がございまして、全て支出しております。こちらのほう上限30万となっておるのですが、1件だけ30万に満たない方いらっしゃいましたけれども、申請どおりの額でお出ししております。

以上です。

（潮田）わかりました。

同じページ、シティプロモーション推進事業、これが予算と比べると予算では270万とっていて、決算では128万5,000円となっています。予算のほうではアクションプラン推進業務とあったのですけれども、これ事業名が変わったということになるのでしょうか。この決算書では委託先2つなのであるけれども、これはそれぞれのところに委託をしたということになるのでしょうか、同じところなのでしょうか。確認をしたいと思います。

（総合政策課長）29年度はシティプロモーション、アクションプランを作成する予定でありましたが、骨子のみで作成となっております。

（市長政策室副室長（齊藤））30年度は、今委員がおっしゃったアクションプランをもとにシティプロモーション推進事業を進めた中で、株式会社サイネックスというところを介しましてインフルエンサー、インスタグラムでフォロワー数が物すごく多い方をインフルエンサーというようではありますが、そのインフルエンサーの方に鴻巣のびっくりひな祭りだとか広田屋さんとかへ行って、その様子をインスタグラムに上げていただいて、それを見た方がフォローしていくと。鴻巣という名前を広めていくという知名度アップにつなげていく、そういう事業を行っておりました。そのほかにシティプロモーション推進事業につきまして、ラジオCM制作業務委託ということで、ナックファイブのラジオCMコンテストがありましたので、そこに応募させていただく中で業務委託でコマーシャルをつくったものでございます。あと行ったものとしましては、読売の夕刊にふるさと納税の広告を紙面として出させていただいた、その3点がございます。

以上です。

（潮田）わかりました。

次が101ページ、職員課のところ、前にも私1度何か聞いたことがあるのですけれども、ちょっと記憶が曖昧なので、確認したいのですが、B型肝炎予防接種委託料で、これについては、これってB型肝炎って1回

検査をすれば次にはしなくていいはずで、なおかつ市民も無料でできる制度がある、県としても無料でできる制度がある。だけれども、この職員のところで毎年100万とかという計上しているのがちょっと不思議なのですが、これの実績はどんな感じでしょうか。

（総務部参事兼職員課長） B型肝炎の実績でございますが、平成30年は88人が抗体検査を行いまして、そのうち予防接種については28人、抗体価が低いということで28人が予防接種をいたしております。

以上でございます。

（潮田）ということは、鴻巣市民ではない方もいるということですね、職員の中に。職員であっても、市民であれば市のほうの健診で受けられるのかなというふうに思うのですけれども、どうなのでしょう。

（総務部参事兼職員課長） こちら労働安全衛生法に基づく安全配慮義務の一つとしての事業所としての接種ということですので、通常の接種ではちょっとない部分で特別にやらせていただいているところがございます。

（潮田）ということは、これって一生に1回でいいはずなので、検査はたしか一生に1回やればいいのだと思うのですけれども、毎年これ全部に聞くのですか。本来であれば新規採用のときとかにやるのでいいのかなというふうに思うのですけれども、そうではなく全部が対象ということになるのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長） 主にB型肝炎の予防接種は、全職員を対象としているわけではなくて、例えば廃棄物を取り扱う部署の職員、万が一道路とかに医療廃棄物とかが不法投棄されていたりしたときにそれを回収してこなくてはいけない部分があったりですとか、あるいは高齢者等と接することが多い職員、それから保健センターの職員等が中心になっております。そういった部署に異動となった職員で、ちょっと済みません、私単位が何て読むのかあれなのですけれども、10m u / m l ということで、いわゆる抗体検査を受けまして、それでその抗体価が先ほど申し上げた10m u より低くなっている者に対して予防接種を行っているという状況になっております。

(潮田) わかりました。ありがとうございます。

123ページ、滞納整理徴収事業の中で、これが予算よりも200万決算のほうは少なかったのですけれども、これは滞納のために動くのが単純に少なかったからということでしょうか。

(収税対策課長) 予算額に対して実績のほうが少ない主な原因が、滞納整理徴収事業の中の12節役務費の郵券料が主な要因かと思われます。こちら予算額は500万円に対して400万円の支出ということになっておりますが、これは滞納案件について大分滞納整理のほうが進んでまいりまして、対象者が減少していることが大きな要因と思われます。以上です。

(潮田) 確かに昨日の歳入のところでもそういう話がありました。わかりました。

131ページ、選挙管理委員会事務の中の市長選挙のところ、予算では3,900万とっていたかと思えます。実質的には2,900万。この違い、1,000万からというのはすごく大きな違いかなというふうに思うのですけれども、どういったことで予算計上していたものよりも1,000万安くできたのか、確認したいと思えます。

(総務部参事兼総務課長) 候補者数の減によるところが大きいと思えます。

(潮田) 候補者数でそんなに違うのですか。

あと、ちょっと私が見た限りでは時間外勤務手当等が少し違った、安かったかなというふうに思うのですけれども、候補者が少なかったから開票時間が短縮できたということになるのでしょうか。候補者が少ないとどこの部分で削減できるのか、またお願いいたします。

(総務部参事兼総務課長) まず、候補者数が少ない結果となりますと、公費負担のところ、公営のところは少なくなります。それから、職員の時間外勤務手当につきましても開票作業等で人数のボリュームが少なくて済むというのもありますし、予算の段階では少し余裕を見て計上してございますので、実際には機械等もたくさん購入して、自動読み取り分類機とかも活用しますので、少し人数をスリムにできたという結果も

ございます。

（潮田）最後に、401ページの財政課の、これ借入金元金償還費、借入金利子償還費等がありますけれども、これってどういったときに生じたのか。平成30年度では、どのときに借り入れが必要でこれだけになったのかを教えてください。

（財政課長）まず、この元金、利子ですけれども、過去から積み上げ借りていたものを毎年返済しなければなりませんので、銀行、それと公的資金に返すものの元金、それと利子の過去からの積み上げですので、単純に昨年度借りたものの返済というわけではなく、過去20年以内に借りていたものの積み上げたものが結果のこの金額になっております。

以上です。

（潮田）それは、この決算書の中で内訳とかというのは見ることはできるのでしょうか。

（財政課長）今のご質問ですと、例えば何年の返済がどのくらいあったかというものですか。

（はいの声あり）

（財政課長）決算書上では恐らく確認ができないものになります。まず、決算報告書のほうで、我々のほうで印刷させていただいているものの中で38ページ、39ページのところで市債の残高とか返済、何費がどのくらい返しているか、各金融機関の借り入れ状況でどういったところに幾らお返ししているかというものは掲載させていただいております。

以上です。

（坂本（晃））それでは、幾つか聞きたいと思いますが、最初65ページ、総務課だね、これ。行政事務法律相談事業ということなのですからけれども、これは行政、今市役所の中でいろんなことやっているけれども、それにかかわる法律相談は全てここだよ。全てかかっているのだよね。私一つの例として、この間もちょっと言ったのだけれども、例えば空き家対策で相手方、所有者が一般のそういう人であれば問題ないのだと思うのだけれども、やっぱり反社会的なそういうところにいるような人たちのところが持っていることが多いのではないかなと思う。そういうのが

うちのほうにも1件あるのだけれども、そういうところにいろんなことを通知するわけだよね、相手方、所有者に対して。だけれども、何にも返事がないとか、そういう状況で手がついていないと、何年もそのまま置きっ放しという状況になっているのだけれども、そういうことに関しての法律相談ってしているの。

(総務部参事兼総務課長) 昨年度の法律相談で、空き家対策で委員おっしゃったような案件での相談はなかったと思います。

(坂本(晃)) 実際にうちのほうに何回か相談しているところもあるので、そういうところを担当課がどうしようといったときには、そういうときには弁護士に相談してということに流れはなるわけだよね。ぜひそういうこともきちんと促していくように、担当課が困っていたら次のほうにきちんと活用できるような方向にしてもらいたい。だから、そういう現場窓口の人たちが困っているときはきちんとこっちへ来いと、やっぱり相談できるような体制をしっかりとってもらいたい。これはよろしい……。

(総務部参事兼総務課長) 委員にご指摘いただいたとおりでございます。いろんな相談を総務課で頂戴しますが、法律相談、定例毎月1回、弁護士に来ていただいていた機会と、それから電話での簡易相談、それから臨時に訪問しての相談という3つの相談を整えておりますので、各課に案内してまいりたいと思います。

(坂本(晃)) 次に、73ページ、先ほど説明があった情報公開・個人情報保護事業ということで昨年の中では1件の案件があったと。それで、5回その審査会というのかな、やったという。その結果として、それは公開になったのか。

(総務部参事兼総務課長) 審査会の答申内容につきましては、ホームページで公開をさせていただきます。

(坂本(晃)) 毎回、毎年というか、結構件数というのはあるのですか、そういう相談する件数というのは。今回30年度は1回だったけれども、今までに結構こういうふうにそういう審査しながらやっていくという、その都度審査していくのですか、やっぱり請求された場合。

（総務部参事兼総務課長）情報公開の審査請求につきましては、数は多くはございません。昨年度1件で、その案件ごとに審査会を招集しましてご審議をいただいております。

（坂本（晃））昨年のは1案件で5回という、そういうことも結構あるのですか。多いのですか、そういうのは。

（総務部参事兼総務課長）事務局としましては1案件で3回、当初予算の段階では3回程度で答申をいただけるかなと思っていただけののですけれども、委員の皆さんが審議を尽くしたいということで5回になりまして、ちょっと多かったかなという事務局側の思いでございます。

（坂本（晃））慎重にやっているということなので、いいと思いますけれども。

では次、79ページ、先ほど潮田委員のほうも言ったけれども、庁用バスの運行について。今回、私は何回か委員会で時たま聞いているのだけれども、78台分と。この中で複数というか、同じ団体に2回とか3回とかって使っているところもあるのですか。

（資産管理課長）庁用バスの件ですが、同じ団体という集計はとっておりませんが、一番多く使っているところが学校支援課、台数として23台使っております。次に生涯学習課、観光戦略課、保育課というところが数多く使っているという状況でございます。

（坂本（晃））私の認識だと、これは一般の市民の団体もたしかそういうのも使えるようになっていると思うのです。それは、やっぱり市がかかわっているいろんなことやる事業で、それで利用オーケーですよということになっていると思うのですが、新規にこれに入ってくるような団体もあるのですか。

（資産管理課長）昨年度におきましては、新規というものは確認はしてございませんが、委員がおっしゃったような一般の方々、市が主催する事業に対して一般の方々が参加する。当然この庁用バスを利用して出かける、そういうものは可能ですので、事業課にまず相談をいただき、事業課のほうから私どもに庁用バスの使用を認めるというか、許可をということで申請が上がってまいりますので、問題なければそれについては

庁用バスの運行という形になります。

（坂本（晃））次に、81ページ、総合政策課の中で総合教育会議運営事業で8,000円、これ委員の方多分4人に2,000円ずつということなのかなと思うのだけれども、これは年に何回かというのはあるのですか。たまたまこれは1回分だということだよ。これは、毎年その都度開いているものなのかどうか。

（総合政策課長）毎年開催する予定であります。

（坂本（晃））それは、年1回の予定なのですか。

（総合政策課長）1回から2回を予定しております。

（坂本（晃））では次、83ページ、この中のまちづくり市民会議運営事業ってありますけれども、これ毎年ここに計画入っているのですよね。それだけのことを、会議をやっているからそれだけの結果が出てくるのだけれども、そういう会議の内容が市政に反映されていると思っているのですけれども、昨年度はどんな協議をして、どのぐらいそれが今の市政に生かされているか、評価を。

（総合政策課長）昨年度につきましては、5回開催しております。その中で施策のほうは高齢者福祉の推進、市街地の整備、学校教育の充実、観光の振興などについて審議をいただきました。

意見、提案等の件数は124件ございまして、各課へ照会をしております。実施済みのほうが53件、31年度に着手予定が8件、31年度に着手を目指すものが6件、検討課題が29件、現時点では実施しないものが20件、その他2件という形になっております。

（坂本（晃））大分いろいろな多分案件が出ているのだと思うのです。でも、こういうのを見ていると、市の職員の皆さん方がこういう政策総務というような形の中でいろんなことを職員が考えていくところよりもこっちのほうのいろいろ出てくるのかなと思うのです。本来はそうではなくて、皆さんがやっぱり自主的にこういう事業があって、本当かなと思うのです。これ何人の人数だかわからないけれども、この人たちが言うだけのことを取り上げているだけでは困ると。皆さんが主体的に市の職員、担当課になったから、私はこの課ではこういうことが必要だよと

というような、そういう意見もあると思うのだ。そういうのと比べてこちらの取り上げられるほうが多いのかい。それとも自分たちがいろいろなことを言っているほうが中に生かされているのかなと、その辺ちょっとどうも、どっちが多いのかなという気がしたのだけれども。

（市長政策室副室長（齊藤））まちづくり市民会議の委員さん全部で10名で行っておりますけれども、委員おっしゃるとおり、行政評価、6次総振に位置づけているそれぞれの施策の進捗を委員の皆さんに諮りまして、いろんな提案をいただいているところです。我々内部もこれから行政評価については自分の課だけではなくて、客観的に、例えばほかの課の仕事の内容とか、その辺の見直しを今後やっていこうというふうに考えておきまして、それと絡めまして、市民の皆さんから出た意見というものも可能なものは、いいものは取り入れていきたい。ただ、もう実施しているものもありまして、いろいろな意見が多様にあるので、それぞれ判断していきたいというふうに思っております。

（坂本（晃））私は、職員の皆さん方がやっぱり自主的にいろんなこと考えていくことも本当に大事なのかなと思っております。外からの意見も必要だけれども、やはり自分がその担当の部署で見ている対市民に対しての感覚というのは一番持っているわけです。窓口の人たちなんか市民の感覚はきちんと受けとめる。そうすれば、そういう中で、ではこの状況の中でどういう政策が必要なのだと、多分いろいろなこと考えていると思うのです。そういうのがやっぱりなるべくきちんと取り入れられるようなシステムになったほうがいいような気がするのです。こういうことも大事だけれども、職員の皆さんのそういうものも大事にしていきたいなと思って、今聞いたのですけれども、頑張っているようなので、この辺にしておきます。

次に、85ページ。この中の先ほどの元荒川は、いろんなこと聞いたらいかなと……中央公民館エリアの再編研究事業です。これ何年かやっています。前橋の工科大学ですか、あそこから先生が来て、生徒も来ているのです。大学生が来て、研究しているということなのかな。なので、鴻巣の状況に見合ったエリア、再開発ではないけれども、そういうもの

が必要ですよということも研究しているというのだけれども、今鴻巣の財政だとか、そういうのを見た場合に、本当に中央公民館はあそこ全部整理する、そういう状況かどうかと思うのです。これからそういう中でいろんなものが鴻巣は財政的に厳しい状況が出てくるのかなと思っているのですけれども、それらについてバランスというか、そういう中で何が何でもやっていく状況なのかどうか。

（市長政策室副室長（齊藤））まず初めに、この中央公民館エリア再編研究事業ですけれども、これはこの時点では、この事業を立ち上げた時点では大学の研究によって鴻巣市の再編という部分に注目した中ではどういふところを、公共施設が集まっている中で再編するにはどういふところがいいだろうかというところのまず研究から始まりましたので、まずは大学との連携の中での再編という部分の研究事業でございます。その後、中央公民館についてやはり老朽化が激しいというところもありまして、また次の段階に至って、今検討しているところですが、その部分について、やはり今私も老朽化と、やはり町なかにある施設ですので、利用率もあるわけですので、学校も含めまして、今後の活用についての検討を今後進めていきたいというふうに思っております。

（坂本（晃））皆さんが、我々がいろんなことを事業課のほうに要求して、予算がないよ、大変なですよと言われるのです。だから、そういう中でまだできていない事業はいっぱいあるわけです。それは、議員がいろんなことを言うのも、それぞれその強さではないけれども、必要度も違うかもしれない。でも、やっぱりそれは市民感覚でこれもっとやってほしいよというのがある中で、議員もそれを受けて言うてくるということもいっぱいあると思うのです。そういう中でできていないものもいっぱいある。そういう中で、今急いで本当にやる必要があるのかなという気はするのです。だから、必要なものは必ずやってもいいと思う。だけれども、急いでやる必要があるかどうか。

これから全体的なことになるけれども、私なんかよく思うのだけれども、上尾道路だとか、ああいうものが今度はどんどん延伸されてくると。整備され始めたら、それにかかわる市の道路課の予算だって全然変わるわ

けです。そういうものがずっともう見えているのです、何年か後には。そういう中で今の状況で30億もかかるような、そういう事業を今ここで大学の研究から始まったからやるのだということになると、そういうの、では主体的な事業ではないではないかという、思ってしまうのだけれども、だから本当に必要なのか。だから、市もまだいっぱいあるのです、これからやることです。そういう中で本当にそこまでやる事業なのかどうか。やらなくてはならないものはやってもいいのだけれども、それだけの必要性を感じているかどうか、市民が。まちの人たちは、それは近くの人には必要だと言うかもしれないけれども、やはり川里だとか吹上のほうから見れば、ちょっとまちのほうに金使い過ぎるのではないかという意見もあるわけ。そういうの踏まえて、やっぱりきちんと重要度というか、そういうのを考えてもらって、もう慎重にそこを進めてもらいたいのだけれども、でも今の段階では、まだ事業をやるという方向ではないのですね。

（市長政策室副室長（齊藤））まず、中央公民館の老朽化、また児童センターも今隣にありますけれども、そういう部分を複合化していく、それとあと学校も含めてどのように使っていったらいいのかという部分をまず研究した中で、今年度財政的な部分がありますので、国の調査を、補助金を活用して民間活力が入れられるかどうかというところの調査を入れております。民間活力を入れていきまして、例えば財政の支出を平準化するだとか、そういうところも含めて今年度今研究しているところですので、その中でうまく将来の見通し、財政的な見通し等立って、また市民の皆さんの意見等をお聞きしながら進められれば、進めていく方向で検討はしたいと思っておりますけれども、先ほど市民会議のところでご質問がありましたとおり、市民会議だけではなくて、市民の皆さんの意見というのはまちづくり市民アンケート、毎年4,000通出しておりますけれども、さまざまな意見が寄せられておりますので、そういうところも含めて今後検討していきたいというふうに思っております。

（坂本（晃））今の話の中で、あのエリアと言うから、エリアって本当に小中学校、中学校もあったよね、あそこは。東小と鴻中か。それに中

中央公民館、児童館、間違うと女子校まで含めての、旧の市役所跡というのか、そういうところまでかなりなエリアだよ。それをやるというのは本当に大変な事業だと思うのだ。片や笠原みたいな、私今回一般質問出しているけれども、ああいうところは学校もなくすような、そこまで行き届かないと言っては怒られてしまうかもしれないけれども、何か不足しているからああいうふうになってしまうのだけれども、そういうバランスがとれなくなってしまうのです。そういうの考えれば、本当に今それを全部やる必要があるのかどうか。例えば公民館だけ、ではどこかに建てかえるとか、そういうのならまだしも、あのエリアを全部やりかえるといったら莫大な金がかかるのです。鴻巣は、それ今やる必要があるのか。

鴻巣の顔はもう駅前できているのだ。鴻巣市の顔、玄関はもう駅できている。それなのに、またこっちのほうでやると、本当にそれが市民がみんなそれでいいよと言う状況になるかどうかなの。だから、この中央公民館のエリアの再編事業というのは本当に慎重にやってもらいたい。やるなどとは言わない。ほかのものができたら、その後でやるのだったらまだいい。今言ったPFIだか、民間のそういうのを活力入れると言ったけれども、いずれそれも市民負担になるのだよね。ただでできるのではないから。必ず民間の資金入れて、それ返さなくてはならない。それも市民の負担になるのです。そこは、ごまかしとは言わないけれども、一旦こういう形で金が出るよということになれば楽に思えるかもしれない。でも、後年の負担はあるのです、それは、必ず。そこら辺も含めてきちんとやっぱり考えていただきたい。これが質問ではなくなってしまふかもしれないけれども、その辺どうですか。

（市長政策室副室長（齊藤））事業を進めていくに当たっては、市民の皆さんの意見を取り入れながら考えていきたいと思っております。

（財務部長）財務部長という立場として一言だけ。今政策室のほう、担当課、エリアのことについては計画、プランを練っているというところでありました。委員さんおっしゃるとおり、全体的な予算には限りがございますので、その中で優先順位を含めながら今後上尾道路ですとかご

み、いろんな財政事情が多くありますので、そこはバランスを見て、優先順位はつきりさせた上で、財政部門あるいは企画部門というところでお互いに検討しながら、市の財政状況を見ながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

（竹田）まず、丁寧に人件費、職員給与の一覧を出していただいて、説明書きもあったので、非常にわかりやすくてよかったなというふうに思います。その中で前年度の職員の皆さんの、先ほどデマンド交通とか、そういうところにはお金が、時間外が非常に多かったというご説明もあったのですけれども、時間外勤務の状況というのはどのようになってきているのか、まずお伺いをしておきます。

（総務部参事兼職員課長）平成30年度、昨年度の時間外勤務の状況でございますが、正規任用の常勤職員の状況について申し上げます。平成30年度の合計は4万8,663時間という形になっておりまして、平成29年度より増加をいたしております。

以上でございます。

（竹田）前年度より増加しているというところでは、例えば特徴的な、先ほど道路課ですよ。デマンド交通について、やったところは。そことか含めて、例えば多い順番で1人当たりの1カ月どのくらい残業しているのか、ちょっとこの多い順番ここでちょっと10課くらい教えていただきたいと思うのですけれども。

（総務部参事兼職員課長）申しわけありません。手元に5課までは持っているのですけれども、5課まででよろしいでしょうか。

（竹田）はい。

（総務部参事兼職員課長）1人当たりの時間外が多かったところの一番多いところが市民税課でございます。

（竹田）月幾ら。何時間。

（総務部参事兼職員課長）年間平均にしまして26.6時間。続きまして、職員課です。

（竹田）厚生労働省みたい。

(総務部参事兼職員課長) 23.8時間です。済みません。続いて、学校支援課が23.4時間、続いて総合政策課が22.2時間、続いて福祉課が20.9時間という形になっております。

以上でございます。

(竹田) ということは、職員課の皆さんは、皆さん健康に気をつけましようとおっしゃって、水曜日になると定時に帰る日ですとかと言ってアウンスしていますけれども、職員課の皆さんが結構23.8時間もやっていらっしゃるというところで、では市役所の職員の皆さんの平均の1カ月1人当たりの時間外勤務時間というのは平均どのくらいですか。

(総務部参事兼職員課長) お答えをいたします。

常勤職員の時間外の平均時間につきましては1人当たり8.7時間になっております。

以上でございます。

(竹田) それとあわせて時間外勤務と、あとやる仕事の量が多いから、どうしても残業せざるを得ないと、時間外勤務をせざるを得ないということは、逆に言えば有給休暇にもその部分というのは影響してくると思うのですけれども、有給休暇の平均取得と、あと少ないところ、さっきのファイブまでで結構ですので、教えてください。

(総務部参事兼職員課長) まず、昨年度の有給休暇の取得日数の平均でございますが、9.1日となっております。

続きまして、少ないところのファイブですけれども、まず職員課が4.9日、それから危機管理課5.2、ちょっと済みません、順番に出していない関係で、申しわけない、順不同になってしまっていて。それから、国保年金課が4.3、学校支援課が4.8等となっております。

(竹田) ということは、残業も頑張ってやっていただきながら有給休暇も少ないというのが職員課や学校支援課ですよ。というところでは、平均9.1日、世界の中でも一番有給休暇が少ない国が日本だということで、この間発表にもありました。だから、少ない国の中で、かつ有給休暇が平均9.1、その半分もなかなか有給休暇がとれていないという実態の中で、職員課の皆さんに聞くのもちょっと気の毒なのですけれども、頑

張っていただいているところで、それらに基づいた平成30年度の実態を見て、平成31年度では職員配置というのは、そこが平均並みに時間外ができる、あるいは有給休暇がとれる体制というのは確保されているのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）今年度職員配置というところとあわせて機構改革等も行ったところですが、時間外が多いところというところについては、当然職員の配置を優先的に行っております。職員課につきましては、ちょっと育休等の関係もございまして、ただどうしても臨時職員が情動的なもので雇えない部分もありますので、あれなのですけれども、配置できていないところもありますが、特に多かったところについては職員を増員しての配置等を行っているところでございます。

（竹田）機構改革、今年度組織改革を行って、また先ほど非常に……なって、それがかつ人事も異動になっていると、それだけでも仕事を覚えなければならないということになってくると、いわゆる県から移管されている事業もふえてきているわけでしょう、きのうからの質問の中で。かつ機構改革をやるということはどうなのですか。職員全体の、やっぱり健康管理、かつ市民にわかりやすい、かつ有給休暇もとりという機構改革になっていると評価されていますか。

（市長政策室長）今回の機構改革のほうですけれども、全体に目的として行政のスリム化ということを考えております。それには今言ったように時間外とか、有休の関係等もございまして、それは配置の関係で平準化を狙ったものであると思っております。そういう中で今機構改革やっています、半年過ぎたわけなのですけれども、今後その内部のほうでちょっと聴取をしまして、どういう状況かというのを再度確認をさせてもらいたいと思っております。それによって、今の編成の中で実態のほうも把握していかなければならないと思っております。

以上です。

（竹田）それとあわせて……の皆さんの健康管理が非常に大事ですし、時間外もなるべくなくしていくということが必要だというふうに思うのですが、そういう中で健康診断、先ほど話が出ましたけれども、いわゆ

る体を壊したりとか、心を壊しているというのかな、心を病んでいる人たちというのは今どういう状況なのでしょう。30年度の中で。

(総務部参事兼職員課長) こちらでお答えする数字というのが、長期病休者ということでご回答させていただいてよろしいでしょうか。

(竹田) はい。

(総務部参事兼職員課長) 平成30年度中の長期病休者につきましては、これ30日以上のお暇があった職員ですが、13人となっております。

(竹田) 13人。

(総務部参事兼職員課長) はい。

(竹田) 結構多いですね。というのは、前年度に引き続きという方もいらっしゃるのですか。

(総務部参事兼職員課長) ございます。いらっしゃいます。ちなみに、平成29年度は16人でしたので、若干減っております。済みません、延べ人数ということでお一人の方が、例えば1つの手術をするために30日とって、その後もう一回同じ手術をするというときは2とカウントをさせていただいているところで、申しわけありません。延べ人数で13名ということでお願いをいたします。

(竹田) 延べではなくて、では頭人数というか、何人ですか。

(何事か声あり)

(竹田) そうだね。13人もいたらね。それカウントになるのだからね。

(総務部参事兼職員課長) ちょっと今手元に資料持ち合わせていなく、申しわけありません。休憩後にお答えをする形でよろしいでしょうか。

(委員長) では、ちょうどあれでございますので、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時53分)



(開議 午後零時57分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。委員会を開きます。

(総務部参事兼職員課長) 先ほど竹田委員さんのご質問の中で、長期病休の職員、延べ人数13人とお話をさせていただいたうちの実人数でございますが、実人数としては10人となっております。

以上でございます。

（竹田）わかりました。10人って結構、その中身とすればいろいろあると思うのですけれども、いわゆる心を病んだりとかという人たちというのは今どのくらいおられる。さっきの10人というのは、そういう方なのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）メンタル系というところ、どこまで線を引いたらいいかというのがなかなか病名だけですと判断ができないのですけれども、自律神経障がい、適応障がい、こういったものも含めると、そのほかご承知のとおり鬱病ですとかを含めるとメンタル系がこのうち、10人のうちの5人でございます。

（竹田）今非常にいろいろな関係で難しい社会、ましてや行政サービスというのいろんな方が見えて、窓口の対応も含めてご苦労があると思うのです。そういう点からいうとその人たちの意向というのはどのように反映されて、また職場復帰されるのかというちょっと見通しなども、一番はご本人が一番ご苦労されていると思うのですけれども、ご本人の意向も含めて、どのように対応されようとしているのか、お伺いしておきます。

（総務部参事兼職員課長）特にメンタル系の方につきましては、そのほとんどが事前に職員相談がございます。その悩んでいることが職場のことであったり、人間関係のことであったり、それから家族のことであったりというのは数々ございますけれども、これらについて、私ども医師ではございませんので、早目のまず通院を心がけるきっかけづくりをさせていただいておりますし、その上で仕事に関することであれば、次の定期人事異動だとかで十分検討させていただいているところと、あわせて自己申告書の中にもそういった部分で、直接面談はして話がしづらいという部分がありますので、そういったところもご記入をいただいたものを持って人事異動等に反映させていただいている部分もございます。以上でございます。

（竹田）はい、わかりました。本当にいろいろな部署で頑張っていたいただいている方なので、ぜひ引き続き支援などもお願いしたいと思います。

そうした中で、先ほど臨時職員の質問がされて、540人から550人いらっしやるということでした。一番多い部署、それとその臨時職員の割合と正規職員の割合というのは出るのでしょうか。難しいかな。では、とりあえず一番多い部署はどこかと……

(総務部参事兼職員課長) 一番多い所属課は学務課が150人から160人ぐらいで動いている形です。これは、先ほどちょっと申し上げましたいきいき先生ですとか、そういった形での配置の先生方が多いのかなと思います。次いで保育所、こちらが百二十五、六人という形。正規職員が92ですので、ただこれは126はパートタイムも含めた数字で126となっております。次に多いところが、同数なのですが、健康づくり課、こちら健診のときの補助という形、それからあと生涯学習課ということで、こちらは公民館等の施設管理の補助という形で、ここが両方35人ずつという形が多い……失礼しました。あと、済みません、先ほどの前に、あと放課後児童クラブ、こちらが65人という形で、それがベストファイブぐらいになっております。

(竹田) いろいろな働き方があるということだけれども、基本的には雇用が安定していて、生活が保障されるということが一番大事だというふうに思うのです。そういう点では来年度から会計年度職員が制度も始まるのですけれども、今の数、548人、平成30年度には548人の臨時職員というか、おられます。そういう中ではこの人たちはどのようになっていくのか、会計年度職員に全てなっていくのかというのはどうなのでしょう。

(総務部参事兼職員課長) 現在の臨時的任用職員の方々につきましては、原則として会計年度任用職員に制度が変わると。ですけれども、当然職員の増員された部署であったり、そういったところでは仕事と人の配置によって人数が減ることも当然あり得りますし、時間が減ることも当然あり得るという考え方でございます。

(竹田) それとあわせて、職員の中では男性の育児休暇が非常に日本は少ないというふうに言われていますけれども、平成30年度に男性の職員の方で育児休暇をとった方というのはおられるのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 長期の育休というのは過去にとった職員はおりますが、30年度に男性で長期の育休というのは実績はございません。ただ、第2子が生まれるときにその子の監護、上の子を見るための休暇であったり、そういった取得の事実はございます。以上でございます。

(竹田) 実績というか、やはり夫婦ともに子どもを育てていくという観点では職場の今の状況の中で、とりやすい環境をつくっていくということが大事かなと思うと、周りの人が一生懸命、人手不足の中で自分が休暇をとることはいかなものかというの、結構日本人の方というのすごく配慮があるというふうに伺っていますが、その点ではどういう職場環境を平成30年度ではつくってこられたのか。

(総務部参事兼職員課長) 育休の取得促進、それから病休等でもそうですけれども、取得促進に向けて私ども職員課で臨時職員の賃金を持っておりまして、原則として育児休業に入った職員のところには臨時職員を手当てをするというのを原則として育休の取得促進に努めております。

(竹田) そういう点からいうと、育休とか産休で休んでおられる職員の方というのは、さっき職員の一般会計の中での636人という定数出したのだけれども、そういう方たちというのは入っておられるのですか。育休、産休の人たちの人数というのにも636人の中には含まれるのですか。

(総務部参事兼職員課長) はい、含まれております。

(竹田) 本来育休、産休の人たちの場合というのは職員定数に含まない運用もできるわけで、その点では臨時職員で賄ってやっていただいているというところはわかりますけれども、やっぱり定数に入れなくてやっていくほうが職員全体の仕事量とかいう部分ではできる、臨時職員だとできない仕事というのは先ほど職員課では一番あるのは自分たちでも実感されているというふうに思うので、そういう点ではどうなのですか。定数の中に入れるとか、入れないという運用はどうなのでしょう。

(総務部参事兼職員課長) 定数条例上入れなくて計算をすることというのも可能でございます。ただ、育休職員というのは必ず帰ってくることを私どもは期待をして育休入っておりますので、その職員が帰ってきた

ときに定数オーバーになる可能性というのも十分あるというところも含めて、育児休暇の期間というのがお子様の生まれた日にちだとか、あるいは保育所に入れた、入れなかったとかという、そういったところのところで変更が生じた場合に、例えば任期つきさんでそこを代替しようと思っていると、その期間が延びてしまったり、短くなってしまったりということで、なかなかうまく運用が見つからないというのが現状でございます。

（竹田）とにかく今の中でいうと、有給休暇も少ない、残業時間も多い、しかも臨時職員が540人以上おられるというところでは、やはり行政ニーズがふえているにもかかわらず定数そのものが変わっていない。それが合併のときの申し合わせというか、なっていますけれども、全体を含めてこの定数の問題についての考え直すことができるのかどうか、ちょっと最後に職員との関係でお伺いしておきます。

（総務部参事兼職員課長）今委員ご指摘のとおり、市町村合併の中で700人というものを1つの体制としまして、市町村合併の目標の一つでございます効率的な業務の推進、組織の見直し、それから公共施設における指定管理等の導入、こういったものを進めることによって業務の効率化を図っていきましようということでこれまで取り組みを行ってまいりました。今後職員定数も当然毎年度毎年度検討はしているところなのですが、やはり年金の受給年齢の段階的な引き上げに伴う再任用職員さんがこれからふえていくことが想定をされておりますので、そちらの再任用職員さんとの増加のところも踏まえて職員定数は検討していきたいという認識でおります。

以上でございます。

（竹田）わかりました。職員の皆さんが元気でにこにこ行政サービスを上げていただくことが一番市民にも喜ばれるので、引き続き主な会計年度職員の問題も含めて別の機会に質問していきたいと思えます。

続いて、65ページの秘書課の中で、特別職の旅費というのが出ています。こういうものというの、旅費というのは年度の当初にいろいろな前年度の実績に応じて予算化されていくと思うのですが、この30年度の中では

予想しなかった部分というのがあって、この数字になったのかどうか、ちょっとまず確認をしておきます。

（秘書課長）こちらの旅費に関しましては、例年と同じような通常の旅費の予算を計上させてもらっております。

（竹田）ということは、旅費の中にはことしのように海外に出張して、そうすると職員の方も行くという点では多額な、ふえていくのですか、この旅費という部分での運用というのは、十分この中でのやりくりで賄えるのかどうか、お伺いしておきます。

（秘書課長）昨年に関しましては、実績を踏まえてやらせていただいておりますので、こちらは差し支えないと思います。

（竹田）それは、昨年度はそういう実績に基づいて予算化されて、今回の執行になったのですけれども、今後運用の仕方で、ことしのように当初予算にはなかった、例えば海外、オーストラリアに中学生の海外派遣事業に突然行くようになったということと、あと補正が出されるかと思ったのですけれども、なかったということは、この秘書課の中の事務費の中で運用ができていくのかということをちょっとお尋ねしておきます。

（市長政策室副室長（佐々木））ただいまのご質問でございますけれども、まず通常こちらでいう旅費というのは、毎年度定型のものというか、前年実績に応じて予算化するもので、何か特別に費用があれば、それは当然計上するものであります。突発的な、例えば急に何かが出た場合というのは、当然その予算に残があるかどうか、なければ、例えば流用ですとか、あるいは額が大きければ補正とかという対応というのは必要になってくると思うのです。あとは、ほかとの事業との関連等もありますので、その辺を全て総合的に勘案して、何か突発的なものがあれば、その都度その対応というのはしていくものと考えております。

以上です。

（竹田）先ほどは目で移動させたけれども、節内流用というふうなことで運営しているということでもいいのですか。ちょっと私の解釈……

（市長政策室副室長（佐々木））一般的な話として、当然持っている予

算の中で、まず足りる、足りない、当然先ほどの目内ですとか、そういったルール、そういったものに照らし合わせて、そのところはそれに沿って対応はしていくということで捉えております。

以上です。

（竹田）続いて、71ページの広報かがやきの中の発行事業ですけれども、この発行事業の中でページ数が非常に多くなってきて、見ごたえがあるといえはそのとおりなのですけれども、オフサイト訪問やっていますよね。オフサイト訪問をするに当たって、選定するに当たって、どういう基準で訪問先を選ぶのかを教えてください。

（秘書課長）オフサイト訪問に関しましては、今サークルと、あと企業のほうに市長が行きまして、オフサイト訪問を行わせてもらっております。オフサイト訪問のサークルのほうは、例えばサークルさんのほうからぜひ来てほしいとか、そういうご要望があれば、そういうところになるべくお応えするような形で行かせていただいております。あと、企業さんのほうに関しましては、やはり市内で貢献されている企業さん等を調査させていただいた上で、オフサイトのほうに行かせていただいております。

以上です。

（竹田）わかりました。ということは、市内にはたくさんサークルがあって、公民館を利用されている方たくさんいらっしゃいますけれども、基本はサークルのほうからの要望があれば、オフサイト訪問で行くという、そしてその会話の内容を広報でお知らせするということでよろしいですね。

（市長政策室副室長（佐々木））済みません、補足させていただきます。1つにはそういうご要望にもお応えするという一方で、それが全てではなくて、特に公民館もいろいろな館があります。地域ですとか、あとはサークルの内容とかによっても、例えば今回体操系をやったので、次では何か文化系のものとか、そういうバランスを考えて、そういう選定もしております。あと、当然公民館のほうにもどういうサークルがありますかとか、当然応えていただける、訪問してもいいとだけ

るかどうかという確認も必要になりますので、その辺全てを勘案した上でいろんな情報をもとに選定はしております。

以上です。

（竹田）ということは、ちょっとニュアンスが違いますよね。先ほど課長さんが答えていただいたのはサークルでも先方から要望があればということで、その中の要望がたくさんあった場合には、例えばスポーツ系とか、文化系とか、いろいろなものをセレクトしていくと思うのですが、逆に言えばそういう中から、公民館に訪ねているということは、こちらの意向があるわけですね。オフサイト訪問するための意向というか、いわゆるどちらが主となったオフサイト訪問なのかということではちょっと確認したい。

（市長政策室副室長（佐々木））一番最初に課長のほうでそういうご要望があった場合にはそれにも応えているという。私が言いたかったのは、それだけではなくて、当然要望だけに基づいてこちらで選定しているのではなくて、先ほど申し上げたように地域性ですとか、そういったバランス全て判断した上で選定はしております。

以上です。

（竹田）71ページの例規審査事業です。例規集をインターネットで見れるようになってはいるのですがけれども、いわゆる条例は見れる、施行規則も見れる、あと規則も見れる部署もあれば、見れないところもあったりとか、あるいはそのほかに要綱というのがありますよね。私が一番知りたいのは鴻巣駅東口再開発のための補助要綱と、補助金要綱というのあるのですがけれども、それは見ることはできないのです。担当課のところに行って出していただく。だから、調査の欄の範囲と、それからあとインターネットの情報公開している範囲が決められているのかどうか。できれば条例に基づいた要綱、規則、そういう部分も全て見れるほうがいいのかなというふうに思うものですから、その基準がどうなっているのかだけ、まずお伺いします。

（総務部参事兼総務課長）委員ご指摘いただきました要綱につきましては、告示をしまして、市民生活に影響というか、市民に広くお知らせす

るような要綱につきましては、掲載するように努めてございます。

（竹田）ということは、告示行為があった要綱については、ホームページでお知らせするということですね。だけれども、例えば再開発にかかわる部分で市長決裁の部分で、今回再開発の補助金要綱として全体としては32億円、補正予算にも出てきてはいますけれども、そういう部分の要綱というのは一切出てこないのです。でも、市民生活にとれば、税金が使われるわけだから、そういう点での規則というか、要綱というか、その部分というのは、もっと市民には、とにかく検索したら、なぜそういうふうになるのかという部分になるべく情報公開としてあるといいかなというふうに思っているのです、もっと情報の範囲というの、条例に基づいた例規集の範囲をもっと市役所の職員の皆さんが見ているのと同じものが市民に見れるといいかなというふうにちょっと思うものですから、あえてお伺いしています。いかがなのでしょう。

（総務部参事兼総務課長）確かに大きな金額になりますので、市民生活に影響があるということでございますけれども、市民の方に申請をいただくような、実際にその要綱を見ていただいて、手続に進んでいただくようなものを中心に今はホームページのほうには掲載をさせていただいてございます。

（竹田）わかりました。

続いて、77ページの庁舎維持管理費と、あと吹上支所95ページ、それから97ページの川里支所等の維持管理の項目がいろいろ違うの、ちょっと済みません、あわせてお尋ねしますが、まず77ページの本庁舎維持管理はいろいろなものがあると先ほど教えていただきましたが、トイレ消臭ユニット管理業務委託料、ここまでしなければならぬほどトイレの消臭ができていないのかというのが1つ、1点目疑問なので、お尋ねをします。

（資産管理課長）本庁舎並びに新館の全てのトイレにおきましては、脱臭と申しますか、製品名はカルミックと呼んでいるものなのですけれども、爽やかなにおいが出たりとか、あるいは大便器につきましては、便座クリーナー、お尻をつけたりしますので、いろんな方がいらっしゃる

ます。中にはきちっと便座を拭いてトイレを使用したい、そういうことでより快適性を高めるという中、本庁舎並びに新館については全く同じ施設、施設というか、設備を設置しているというところでございます。以上です。

（竹田）ということは、本庁舎、新庁舎に来る方はそういう思いがあるということだったら、吹上、川里にはなぜないのですか。トイレ消臭ユニットという項目がないですよね。

（吹上支所長）決算上ないと思いますし、現在そういう要望も今のところないので、今設置しておりませんが、今後要望があればまた検討していきたいと思います。

（竹田）川里も同じ……

（川里支所長）建築しまして５年半、６年ぐらいということですので、今のところそういったご要望もございませんので、今度ご要望が出てきたらということになると思います。よろしくお願いします。

（竹田）本庁舎、新庁舎建てるときに多分そういう要望というのはあったのですか。私、建設事業しているときには多分なかったと思うのです。いわゆる業者の配慮とか、そういうものがあってやったのかなと私ちょっと思ったものですから、あえてこのトイレ消臭ユニット管理委託というところではちょっと思ったものですから、あえて聞いていますが、当時要望があったということかどうか確認します。

（資産管理課長）当時設計の段階で要望の有無については、申しわけございません、今資料等は持ち合わせがないのですが、公共施設、こういう中で市役所もしかり、例えばＪＲさんの駅、トイレ、大分変わってきたなという、皆さんそういう思いがあろうかと思います。市役所については、多くの市民の方が利用する、そういう中で設計に盛り込み、今維持管理をしているというように考えてございます。

以上でございます。

（竹田）トイレというのは人権問題ですから、訪れる人が多いとか少ないではなくて、個々の問題として私はやはり同じようにやったほうがいいのかなというふうにとちょっと思うものですから、あえて、訪れる人が

多いとか少ないではなくて、個々の問題としてどうなのかなと思います。どうでしょう。

（資産管理課長）失礼いたしました。確かに本庁舎並びに新館、この建物については訪れる方が大変多いというのは事実ではございますけれども、今委員がおっしゃるように個々の問題、これについてもおっしゃるとおりというように認識させていただきたいと思います。以上でございます。

（竹田）では、続いて吹上、川里支所の中にはガラスの清掃委託をそれぞれしていますよね。3万とか、吹上は5万円くらい。だけれども、本庁舎のほうはガラスの清掃等にはあえてしていないのですが、このガラスの清掃はなかなか難しい、5階まであるので、難しいと思うのですが、そこら辺の管理というのはどのようになっているかお伺いしたい。

（資産管理課長）本庁舎並びに新館につきましては、決算書の中の建物総合管理業務委託料、この中に清掃として含まれております。

（竹田）ということは、あえてその項目は入れていないけれども、ガラスの部分も含めて入れているということでしょうか。

（資産管理課長）はい。本庁舎の清掃業務の中で、当然床、トイレ、外壁、外壁というかガラス、そういうものを含めて包括した形で管理業務委託ということで発注してございます。

以上です。

（竹田）それとあと、吹上の支所の中には、お茶のサービスがあるのです。これは、お茶のサービスがあるというのは非常にありがたいことなのです。支所に行ったときも、夏でも冬でもいろいろお茶のサービスがあって、市民のいわゆる熱中症対策とか、そういうのあるのですけれども、鴻巣の場合、本庁舎には改築前にはお茶のサービスがあったのですけれども、なくなってしまいました。それで、昨年度私お願いをして、もう本当に熱中症対策にお水を、冷水を出していただだけませんかとお願いをして、この夏の間はあるようになったのです。だけれども、そういうところでいうとやっぱり市民サービスとして今健康、夏でもそうですけれども、冬も熱中症、寒いからというわけではないので、そういう点

でいうと吹上と同じように、お茶のサービスがレンタル料として約10万なのですけれども、吹上にも川里にも配置できないのかというのを、この予算との関係でどうなのでしょう。

（吹上支所長）まず、吹上支所ですけれども、これは令和2年度までの契約ということで確認してありまして、その後につきましては本庁舎、川里支所とまた調整をしながら引き続き設置をするのか、その辺はまた十分検討していきたいと思います。

（資産管理課長）本庁舎並びに新館につきましては、委員おっしゃるように主に夏の熱中症対策ということでウォーターサーバーを設置してございます。今そのウォーターサーバーをもってそれ以上の要望というのは今のところ私のところには届いてございませんので、現状の運用の中で対応させていただきたいと思います。

以上でございます。

（竹田）では、私が要望します。市民の皆さんの、やっぱりそういう点からいうと、レンタル料として約10万円ほどで、大きさというのは余り関係ないかなというふうにちょっと思っているのです。夏のウォーターサーバーも、市民要望って、私も直接お願いをさせていただいて、設置していただいたのです。だから、そういう点からいうと、やはり1カ所あって、前回改築前ではあったのです。そういうところからいうと、やはり市民サービスとして行っていただきたいということを要望しますが、ご検討いただけるかどうか聞いておきます。

（資産管理課長）今後の検討の材料という形で考えさせていただきたいと思います。

以上です。

（川里支所長）先ほどのご質問なのですけれども、川里支所につきましては川里館というくくりの中で生涯学習センターと児童センターと川里支所と併用しているところでございます。ですので、2階の体育室の前に冷水機が設置してあります。ですので、予算的には生涯学習センターの予算であると思います。

以上です。

(竹田) 続いて、81ページの市民が主役のまちづくり地域懇談会事業、これは何回やって、どういう方が何人ご参加いただいたか伺います。

(総合政策課長) 30年度につきましては10会場で行いまして、合計136人の参加がございました。1回開催しております。

(竹田) 対象は市民全体ですか。

(総合政策課長) 自治会長に出席をしていただいております。

(竹田) わかりました。自治会長さんにご参加いただいて、10会場で136人と。名前の割には市民が主役のまちづくりといいますけれども、自治会長さんのみを対象として市民が主役と、もちろんそういう側面もあると思うのですけれども、そういう点からいうともっと市民が主役のまちづくり地域懇談会というのだったら、もっと広報して、いろいろなところでもっと広げたらいかがなのかなというふうにちょっと思うのですが、自治会長主催だったら、自治会長懇談会であって、自治会長懇談会にすれば非常に目的もわかりやすいし、だけれども、市民が主役というふうになっているのだったら、もっと広く広報したらいかがかなというふうなちょっと思うのですけれども。

(総合政策課長) 地域の代表ということで自治会長に参加していただいて、地域における課題等を話し合いをさせてもらっているのですけれども、連合会長のほうからもし地域の方で出席してほしいとかいう要望があれば、そういった方にも出席のほうはしてもらっています。

(竹田) ということは、それはどなたがアナウンスするのですか。広報は誰の責任でどのようにするのですか。

(市長政策室副室長(齊藤)) 最初の出だしからしますと、まず連合会の役員会にはお話をさせていただいて、各地区の連合会長が地区に戻りまして、その地区の課題として、多いのは道路関係なのですけれども、例えば地区によっては土木委員さんがいたり、民生委員さんとか、その地区のそれぞれの課題がありますよね。その課題を見きわめた中で、そういう方の出席も可能となっておりますので、誰が出席するかというのはその地区の連合会長さんに委ねておりますので、広報等でお知らせはしていませんけれども、まずはその地区の課題を把握しております連合会

長さんにもお願いしているところです。

（竹田）では、市民が主役というのはちょっとそのとおりのだけれども、市民が主役というともっとたくさんの方の声を聞くというふうに私は受けとめたのです。そしたら、例えばそういう趣旨だったら、自治会長懇談会とか、連合会とかというふうにして、わかりやすくして、かつもし本当に市民が主役のまちづくり地域懇談会とするのだったら、広報でも、この日にこの会場でありますから、皆さんどうぞおいでくださいというほうがよほど市民が主役に近づいていくのではないですか。広報でお知らせするというふうに今後なっていくかどうか、お尋ねをしておきます。

（市長政策室副室長（齊藤））まず、市民の皆さんの声を聞くという部分については、いろいろな手法がありますので、もちろん市長への手紙、あとは先ほど申しましたまちづくりアンケートだとか、そういうところで幅広く市民の皆さんの意見は聞けるかと思っております。今後それを広報でお知らせするかということですが、今の現状の方法、今のところを変える予定はありません。

（竹田）わかりました。

続いて、83ページの高崎沿線地域活力維持向上推進協議会事業、これは5,000円の負担金ということで出していますが、先ほどより利便性を高めるためにこういう事業をやっていて、負担金を払っているというのですけれども、ここの高崎線というのはご存じだと思うのですが、いわゆる試し路線と言われているのです。いろいろなものをJRが導入しようとしているときに並行して走っている路線がないために、広げていくための、いわゆる試験ラインというふうに言われていて、今例えば朝始発から6時半まで、駅員さんがいない、もし車椅子で利用される場合は事前にお知らせくださいというのがアナウンスされているのです。障害者差別撤廃法では、特別そんなことをさせるということそのものが障害者差別撤廃法にも私は違反しているというふうに考えますので、同じ5,000円の負担ですけれども、そこら辺はぜひ直していただくようにちょっと要望していただきたいと思うのです。利便性向上ではなく

て、前よりも人がいなくなっていて、かつ窓口も、一番ひどいのは私、車椅子の人に事前に知らせてくださいという、そういうことそのものは、では車椅子の人が当日の朝急に出かけるような用事があったときにどのようにするのかというふうに思うものですから、ちょっとあえてここはこだわって質問させていただきます。

（市長政策室副室長（齊藤））今委員がおっしゃいました、例えば無人化でインターホン対応だとか、車椅子については事前に予約というふうな、この協議会に本市から要望は以前からさせていただいているところです。

（竹田）JRの対応はどのようなのですか。ずっと要望していただいて。

（市長政策室副室長（齊藤））JR側からはですが、駅の無人化、例えばインターホンでやるとかは、山手線の駅でも導入していて、全ての業務において同等の案内ができているものと考えているというお話がありました。あと、一部サポートが必要なお客様よりは前もって連絡して、申し出があれば必要なサポートしてまいりたいというような、要望していること、回答となっていないかもしれないですけども、JR側がこういうような話になっております。

（竹田）公共交通として大事な役割を担っていただいているわけです。JR東日本は1兆円以上の内部留保があるのだそうです。

（委員長）竹田委員に申し上げますが、これ決算認定で、今回は高崎線沿線の地域活力維持向上の事業についてです。お話がかなり広まってしまうような質疑、質問なので、ちょっとその辺はうまく調整してください。

（竹田）だから、いいではないですか。予算5,000円出しているけれども、地域向上のために協力しているのだから、もっと向上していただくようお願いしていただきとお願いしてはいけないのですか。

（委員長）事業の内容に沿った形で質問をしてください。余り広範囲に広がると執行部のほう答弁が大変になってしまいます。

（竹田）引き続き要望していただくことを求めておきます。

続いて、109ページの人権施策推進事業の中の負担金、補助及び交付金の

中の部落解放運動団体補助金ということで相変わらず出ています。ちょっと団体名とどのくらい補助金を出しているのかと、構成人数をお尋ねします。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) 平成30年度の補助金交付団体の内訳についてお答えしたいと思います。

部落解放同盟の鴻巣支部72万円、同じく解放同盟の吹上支部30万円、部落解放北足立郡協議会鴻巣支部22万6,800円、以上2団体3支部に補助金を交付しております。

(構成世帯の声あり)

(総務部参事兼やさしさ支援課長) 失礼しました。解放同盟の鴻巣支部が12世帯。解放同盟の吹上支部が5世帯、北足立郡協議会の鴻巣支部が6世帯となっております。

以上です。

(竹田) 法のもとでの平等ということで、多分部落解放運動団体の方も求めていると思うのです。そういう点からいうと補助金の額のいわゆる単価というか、それちょっと違ってきますよね。そういう点からいうと法のもとでの平等という点ではどのような先方の受けとめなのか、あわせてその根拠をお尋ねしておきます。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) 以前は各団体によってばらつきがございました。平成28年度に団体の各支部のほうと協議のほうをさせていただきまして、1世帯当たりの上限額を6万円ということでさせていただきまして、当時それ以上の交付額があった団体については1世帯当たりで6万円、そこを上限とすることで同意をいただきました。また、それ以下の金額だった場合にはその6万円以下ではありますが、現状維持ということで削減なしで了解いただいております。

以上です。

(竹田) はい、わかりました。ということは、でも最後はいろいろな差別というのは当然、私はあると思っています。だから、例えばまだまだ部落の問題に対して十分理解ができていない方たちも中にはいらっしゃると思います。しかし、人権問題とすれば一つの柱ではありますけ

れども、最重要ではないという昨今の状況から見ると、先ほど女性の部分でいえばたくさん女性の差別とか、女性相談そのものもいっぱいあるという点からいうと、人権問題の一つの柱ではあるけれども、最重要ではなくなっている昨今の中では、減らしていくということでは先方との話し合いというのは平成30年度にされているのかどうか、今後の方向性も示してお聞かせいただきたいと思えます。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）30年度含めまして、28年度以降の補助金の削減につきましては特に協議のほうは行っておりません。

（竹田）続いて、121ページの収税対策で、滞納整理徴収事業ということで臨時職員の方が4人配置されて、鴻巣では結構税の収納率というのは非常に高い自治体になっていると思うのですが、それで昨日は収納額で数字をお示しいただきましたが、例えば給料の差し押さえとか、年金の差し押さえといった場合、何を基準に差し押さえる額というのを決定してくるのでしょうか。

（収税対策課長）給与とか年金の差し押さえにつきましては、継続債権と呼ばれるものになっておりまして、国税徴収法のほうに差し押さえができる範囲というのが明確に規定されております。その計算に従いまして、可能額を差し押さえて取り立てることになります。

以上です。

（竹田）例えばの話です。私、相談を受けたのは月々14万円の年金をもらっている方、アパートに住んでいて、アパートの家賃が六、七万円です。手取りが10万前後になってしまうということで、4万円月々差し押さえられたというので、ちょっと相談を受けたのですけれども、そういうことというのはあり得るのかどうか。ちょっと差し押さえる金額を決定するのに、例えば年金が14万円だったら幾ら差し押さえてもいいとかいうことというのはあるのでしょうか。先ほど決まりがあるといっ…

（収税対策課長）年金の方ですと、月々ということであれば、14万が総支給額だとすると、そこから源泉、所得税です。それから、市県民税の特別徴収額とか、あとは介護保険料、国民健康保険税、そういったもの

を控除して、そこから滞納者お一人自体であれば、本人分で10万円を差し引いて、最低生活費として10万円を差し引いて、そのほかに同居のご家族等いらっしゃれば1人に対して4万5,000円が最低生活費として控除されます。そのほかに支給額からそういった経費を差し引いた額の20%が体面維持費として、経費として差し引くことができますので、その経費にのっとして計算して、最終的に残った金額が差し押さえ可能額となりますので、その14万円が月々ということであると、もろもろ10万円が最低でも引かれてしまう。そのほかに源泉だとか、そういったものがあるとお一人の世帯であれば、もしかすると可能額というのが出るかもしれませんがけれども、世帯員がいらっしゃる家庭であれば可能額のほうはその金額ですと出ないかと思われます。あと、家賃は経費に含まれません。それですので、家賃は一切考慮されないこととなります。以上でございます。

（竹田）家賃が考慮されないのですか。それは大変ですね。家賃で大半が終わってしまっても、一定の金額があると生活費はよく見てもというものの解釈でいいのですか。私は家賃が考慮されないってすごく大変だなと思ったのですけれども。

（収税対策課長）家賃という項目は考慮される項目に入っておりますので、家賃は最低生活費の中で賄っていただくこととなります。

（委員長）竹田悦子委員、何かご質問ありますか。

（竹田）すごく大変な実態だ、住まいは人権なのよね。住まいは人権です。雨風しのいで生活していく上で住まいがあってこそ初めて生活成り立つわけで、そういう点からいうとちょっと差し押さえする金額の計算式というのは、これは誰が決めてくるのですか。

（収税対策課長）国税徴収法に定めがございますので、国が定めているものと解釈しております。

（竹田）基本的には前年度の所得に対して税金を納めて、いろいろな事情で相談に行くことが一番大事だと思うのですけれども、国税法とか税法に基づいて、そういうふうになると思うのですけれども、一番は家賃とか住まいの部分で加味されないというのは非常に大変な事態なのかな

というふうにちょっと思うのですが、そういうのも含めて窓口では徴収するに当たっては滞納整理、徴収事業の中では窓口に伺えば温情ある対応というのはしているのですか。

（収税対策課長）お一人お一人相談に、内容については皆さんまちまちではありますけれども、実際に相談内容によって収入がどのくらいあるのか、経費としてはどういったものが経費があるのかというのを書き出させていただいています。可視化することによって、ご自身にこちらで相談内容をお話しする中で、これは無駄ではないのというような経費等についてはこちらとしても指摘はさせていただきますけれども、本当に生活困窮の状態である、そういったような場合であれば、福祉のほうにつながるなど、関係部署につないでおりますので、温情のある対応はしていると考えております。

以上です。

（竹田）それとあと、あわせて差し押さえに至るまでの過程の中で、例えば給料の一定程度もらっていると。だけれども、固定資産税を払っていなかったら、どちらを先に差し押さえるようになるのですか。実費につながる給料なのですか。土地を差し押さえたり、家を、家屋を差し押さえる。

（収税対策課長）差し押さえにつきましては、優先度としては換価しやすい、要するに現金化しやすい資産から差し押さえを執行いたします。あくまで原則としてということでありまして、まず預貯金なり給与といった、すぐに現金化できるものを差し押さえて換価して、滞納市税に充てることとなります。そういったものがない場合、あとは余りにも滞納額が大きい、そういったものであれば不動産を差し押さえして、公売に付する可能性はございます。

以上です。

（竹田）では、最後。平成30年度の実質収支額が約20億円ですよね。実質収支額が20億1,493万円です。それで、実質収支比率を見ると、監査委員の意見書の中を見ると、実質収支比率は8.9%、鴻巣の場合は毎年実質収支比率が高まってきていて、監査委員の意見書の中には3%から5%

の範囲が望ましいとされているというふうに書いていますけれども、8.9%というのは非常に実質収支比率が高いというか、多いというふうに思います。この20億円、予算で執行した結果残っているということは、これは何を意味しているのか、ちょっとお伺いしておきます。

(財政課長)昨年度実質収支20億1,000万円に関しての内訳という形でご説明をさせていただきますと、繰り越しのまず要因としますと、歳入が超過した要因、それと歳出の不用額という要因があります。歳出の不用額に関しましては、昨年とほぼ同額の12億1,000万円。いわゆる29年度、30年度ともに12億1,000万円。大きく違ったのが収入のほうが見込みよりも多くいただけたという見解になっております。概略で申し上げますと、税収が好調だった点、それと地方消費税交付金など、こちらのほうが当初県から示された数字よりも多くいただけたという点が主な要因となっております。

(竹田)ということは、私はこの実質収支比率の高い20億円を繰り越しているということは、先ほどの要因がありますけれども、財政が厳しいというふうには読み取れないのですけれども、そういう解釈でいいかどうか。

(財政課長)決算だけ見ると、昨年度の余剰金なりがあったということで、20億円出たということで、余裕はあるようには確かに見えると思います。ただし、当初予算編成させていただく中で、当初予算編成で基金のほう約13億とか繰り入れて編成しております。ということからすると、毎年同じ事業を、例えば令和元年が13億入れていますので、令和2年度とか3年度、同等規模で実施するときにはもう13億円、最低でも必要になってくるということから、予算を編成する段階ではあくまでも若干厳し目というふうな判断をさせていただく。その後の決算で前年の余剰金が出たときによって、若干回復するという形状がここ数年続いているという見解であります。

以上です。

(竹田)では、最後の質問ですけれども、今回補正で財政調整基金に積み立てて、最後二十五、六億円になりましたよね。基金全額幾らかとい

うので、106億円ありますということだから、基金を積み立てて、財政調整基金が二十五、六億円、本当そのほかに減債基金も積み立てていると。ほかにいろいろな名目がふえている中で基金をやっているということは、全体的にいえばよく市民の皆さんには財政が厳しいからというふうに言われて、市民もそうかというふうに思っているけれども、全体基金は106億円、財政調整基金もまた取り戻したという点では余り予算ベースとの関係、決算との関係ではきちっと正確な数字をお示ししていただいて、これ以上市民負担をふやさないということが重要ではないかというふうに考えますが、どうでしょうか。

（財政課長）基金ですけれども、委員ご指摘のとおりそれぞれの基金、確かに残高としては106億ほどございます。こちらに関しまして、財政調整基金が25億あります。ただ、そのほかに減債基金、そのほか合併振興基金等々の多々基金がありますが、特目、特定目的基金、目的を定めて積み立てている基金が大半となっておりますので、こちらに関しましては、将来の需要に備えて積み立てているものになりますので、財政調整基金が多いかと聞かれれば、標準財政規模の5から10%が標準という形で鴻巣市のほうご説明させていただいております。今基金残高のほうは約10.6ぐらいになっていると思います。ですので、財調に関してはほぼ適正規模、減債基金に関しましては、今後の公債費のピークに備えて3億ずつ返済していく、取り崩していくということも予算とかでは説明させていただいている中で、そのとおりに今運営をしているという状況となりますので、これがあるから裕福かという形になると、将来に備えたものに対して積み立てたのをそのときに応じて取り崩しているということから、適切な運営的なものはされているのかなとは考えております。以上です。

（竹田）ちょっとごめん、最後もう一つ。減債基金とか、あとそういうのは、合併振興基金というのは、いわゆる合併したところに特例的に給付されていて、振興基金で最初はソフトと言われていたのですけれども、ハードでもいいというふうな使い方にするというふうに言い始めていますけれども、合併振興基金というのは、いわゆる振興するための部分と

しては、私はここの部分ではいわゆる適切というふうにおっしゃいましたけれども、一定程度財政運営に関しては余裕に当たる部分ではないかというふうに思うのですが、その点は合併振興基金は何に使おうとして特定の基金化しているのか、そこだけ最後お聞きしておきます。

（財政課長）合併振興基金ですけれども、こちらのほう委員さんたちもご承知のことだと思いますけれども、借金をして積み立てさせていただきまして、そちらのものを果実運用型という形で地域の振興、発展に資するものという形で利息を使って、市域の一体性を高めるというものに充てさせてもらう事業になっております。現在ですと、コウノトリの里づくりに関して積み立てさせていただいているもの、それと令和元年度からになりますけれども、デマンドタクシー、こちらのほうが始まりましたので、こちらも皆様方の利便性を高めるものということで、デマンドタクシーなどにも使わせていただいております。現在も取り崩しに關しましては積み立てた利息分に対して使っているもので、元金に関してはまだ手をつけていない状態になっております。今後に関しましては、まだ合併振興基金、どこに何を今後使っていくのかという計画はまだ立てておりませんので、今後の内部で調整して検討していく課題だと思っております。

以上です。

（委員長）では、休憩します。

（休憩 午後 2 時 0 0 分）



（開議 午後 2 時 1 5 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（中野）それでは、まず最初に平成30年の決算報告書、これ配られていますけれども、この中から2点ちょっとお聞きしたいのですが、まず1つは41ページのところに財政力指数及び経常収支比率の推移というのがあるのですが……もう一度。決算報告書の41ページに財政力指数と経常収支比率という表が載っています。これは、この表からいうと平成26年度から、当然30年度決算まで載っているのですが、これを見ると、若干

26年と27年はあれですけれども、年々経常収支比率が上がってきているわけですね。このことは、予算上の弾力性を失っているわけですね。私なんかはどちらかというと個人的にはこの経常収支比率、理想的には85%ぐらいが物の本もそうだし、私なんかもそういうふうには思っているのですが、これ92.7%と、限りなく95%に近づいてくると、新しい事業できなくなってしまうのだ、一般会計の中における。この辺のやっぱり経常収支比率の改善というものが何よりも私は大事だと思っているのですが、この点について見解を伺っておきたいと思っております。

(財政課長) それでは、経常収支比率についてご質問がありましたので、お答えさせていただきます。

委員さんご指摘のとおり、年々、ここ数年ですと若干という形ですけれども、上がっているという状況にあります。これは、主な要因とすると、経常的にやらなければならないものの支出に対して収入がどのぐらいかという割合を示しているもので、確かにこれが大きくなると弾力性がなくなるというご指摘は当然だと思っております。これに関しては福祉的なもの、社会保障経費……

(固定費ねの声あり)

(財政課長) はい。そういったものの増加というものも主な要因だとは思いますが、鴻巣市に関しては92.7なのですけれども、ちなみに参考までなのですけれども、近隣市のほうもちょっと調べさせていただいた結果がございまして、上尾市なんかですと97.3、桶川市が96.2、北本市さんが91.8で、まだ県内平均というのが1年前しか出ておりませんで、鴻巣が92.6のときの県平均なのですけれども、93.4。全体的にどこの市町村も上がる傾向になっております。

こちらに関しては、先ほど言ったように社会保障が今後もふえていく、また消費税の増税に対して経常経費にも消費税当然かかりますので、こちらのほうというのはまだふえていく見込みがあるものと思っております。ただ、我々といたしましてもなるべく経常的な財源、経常的な一般財源という形だとしてほぼほぼ市税になるのですけれども、そういったものが多く入ることがまず分母が大きくなる。分母が大きくなれば当然同じ規

模であれば、率は下がりますので、そういったところは一般財源的なものをふやしていかなければならない。また、支出のほう、経常的な支出を減らしていかなければならない。ただ、福祉的なサービスについて全て市単のものを全部やめるとか、そういうわけにもいきませんので、こればかりは若干やっぱり伸びる傾向というのが今後もちよっと想定はされると考えております。

（中野）今の説明で、近隣市町村に比べては若干鴻巣のほうがいいという数字が示されましたけれども、冒頭申し上げましたように、経常収支というのはやっぱり新しい事業をどうやってやっていくかというときの、要は弾力性が全くなくなるのです。そういう点からすると、先ほど答弁の中で経常支出のほうは福祉関係と言われましたけれども、経常収入、一般財源をどのようにふやしていくかと、経常的な一般収入をどうやってふやしていくか、これは税金しかないと思うのだけれども、これについて何か担当の財政課長としてはお考えを持っているのですか。

（財政課長）ご質問の税込、それと我が市でいくと税込と交付税が大半を占めております。交付税に関しましては、ご承知のとおり縮減されており、9、7、5、3、1という形で、来年は0.1に変わります。ということから、交付税、臨財とかという形でなった一般経常的な収入というのは減る傾向になります。となると、大きいものとするとならぬので、なかなかこの改善、どうしたらいいかというのは今のところ難しいとは思っております。

以上です。

（中野）担当の課長でもこれは難しいよね。だけれども、私はやっぱりこの経常収支比率というのは、予算を見ていく中で非常に私自身は大切に、大事にしている数字で、いかに弾力のある予算を組めるのかという意味でなのですけれども、それはもうやむを得ないので、終わります。次に、先ほど、40ページなのですけれども、潮田委員のほうから基金残高の状況があって、いや、出ているよという話が、40ページだったと思いますが、これは40ページの中での、ちよっと違ったかな。ごめんなさ

い、38ページ。市債現在高です。これは、あるよ、出ているよと言うけれども、これはあくまでも目的別なのです。やっぱり私ども知りたいのは、目的別ではなくて、性質別と言ったらいいのかな。要するに合併特例債あるいは一般、市がした市債なんかの元金と、それから利子の返済がどうなっているのかというようなことをやっぱり載せることのほうがわかりやすいだろうと思っているのです。特にこの場合、目的別だったにしても、例として平成29年と30年だけしか載っておりませんが、そういう点ではやはり過去5年なら5年の、そうした性質別と言ったらいいのかな、というものを載せることのほうがよりわかりやすいと思っているのですが、その辺どうでしょうか。

（財政課長）返済の関係ということで、決算報告書のほうには先ほど委員さんおっしゃったとおり目的別、それと借り入れ別、利率別という形のもので、こちらのほうは例年から出しているものでしたので、作成をさせていただきました。新たに合併特例債とか、例えば臨財債とか、そういった、多分目的というか、借り入れの性質という案件でよろしいのですかね、そちらのほうも入れたらどうかということになるのでしょうか。

（中野）そうそう。

（財政課長）地方債、ご存じのとおりいろいろなメニューがございます。さまざまなメニュー、学校関係のもの、社会資本の裏にかけるもの等で、メニューごとに出すと結構すごいボリュームになってしまいますので、決算報告書、限られたページの中で新たに追加となると、例えば今41ページになっているのですが、42ページのもの、43ページのものになったりとか、もしくはページ数を変えないのであれば、新たに今までのものをちょっと見直して減らしていくとかという形をしていかなければならないのですけれども、そこに関しては今後ちょっと部内でも検討させていただきまして、どういったものをお示しするのがいいのかということとは考えてまいりたいと思っております。

（中野）なぜかという、例えば38ページの1つ例をとれば土木債なんかがここに出ていますよね。土木債を見ると、118億ですか、29年度末、

30年度はどのようなのですか、これ。

(149の声あり)

(中野) 149億ですか。これの中には土木債と言っているけれども、その中には合併特例債とか、通常、普通一般の地方債あるわけでしょう。この内訳をやっぱり知る必要があるというのです。目的別だから、土木債だとか、消防債となっているけれども、そのほかに消防債だって、では合併特例債どれだけ消防の中に入れているのか、合併特例債、土木関係にどれだけ入れているのか、そういうものを知るためにはそれが無いとわかり得ないので、検討するということではありますが、スペースの関係とは言っていますが、それは大事なことだと私は思っているのです、私なんか特に知りたいということもあるので、その辺はぜひ検討をしていただきたいという、これは要望になってしまうので、それは申し上げておきます。以上です。

次に、昨日配られた人事関係の中でお聞きしたいのが、一般会計の一般職の中で職員課長の説明の中で、再任用のやつがあったかな。これが基本的には10人減っていると。10人減だと言われました。ご存じのように再任用はことしの4月からの人は3年だったかな、再任用期間が。ことしの3月で定年になった人だったっけ。去年3月だったっけ。それ以前は2年なのです。再任用の期間。結論でいうと10人減ったということは、それだけ定年者が減ったと、定年退職が減っているということなのか、あるいは再任用にならずにどこかへ定年後自分で行ったということなのか、10人の減った要因は何なのかをちょっとお聞きします。

(総務部参事兼職員課長) 10人減った大きな要因は、退職者数が減っているというのが一番大きな要因になっております。

(中野) 私も詳しいデータ持っていないから、わからないのですけれども、これから定年になる人は再任用期間3年でしょう。何年先だったか4年になって、それで年金の支給開始年齢にあわせて再任用が延びていくわけですね。そうなったときに、この再任用というものについては今後これはふえていく見通しがあるのですか。それとも、現状維持なのか、あるいは減っていくのか、これはどのようなのですか。

(総務部参事兼職員課長) ただいま委員ご指摘のとおり、平成29年度、30年度退職者は最長3年、令和元年、今年度、それから2年度退職者は最長4年、令和3年以降の退職者については最長5年という任用が可能となります。このことから、令和2年より増加することが予想されておりまして、全員が仮に再任用を希望されたとなりますと、現在再任用の職員数というのが28ということになっているのですけれども、来年度は45、再来年度が42、令和4年度が45、令和5年度が57という形で、今後増加が、毎年の退職職員数に差異がございますので、一概に増加するとは言えませんが、傾向としては増加傾向でございます。

(中野) 再任用ですから、これは私の記憶が間違っていたら間違っているとってください。職員定数に入っていないですね。

(総務部参事兼職員課長) はい、短時間勤務でお願いをしておりますので、定数にはカウントされておられません。

(中野) ということは、今後令和5年で五十何人というふうに言われた。ということは、と加えて職員の定数条例に入っていないということになると、今後職員採用に対する影響はないということでもいいですね。定数別ですから、職員採用に影響はないということで受け取ってよろしいかどうか。

(総務部参事兼職員課長) 正規任用職員は、現在定年延長も検討されておりますけれども、40年ぐらいを基本として入って、長い時間をかけて育てていくという部分ですので、正規職員に直接的な影響を及ぼすような考えは現在のところ事務レベルでは持っておりません。

以上でございます。

(中野) 次に、この表の中で一般会計の、いわば人件費の中で職員課所管以外の人件費も含めて、トータルで決算で55億1,500万と出ております。普通例えば民間なんかは売上高人件費率というのを言うのです。売上高に占める人件費率がどうかと。ですから、例えば人海戦術で行う企業の場合は割とこの売上高人件費率が高いのですけれども、例えば石油コンビナートみたいにあれだけの広い土地に人数がぽつぽつというところについては売上高人件費率は低いのです。ですから、業種によって売

上高人件費率をどうこうというのはなかなか言えないのですが、今回この決算書を見ますと、歳入ではなくて、私逆に歳出が362億3,000万です。それに対して55億1,500万ですから、これの割合を出すと15.22%。これ歳出に対する人件費の割合が15.22%なのです。これについて近隣市なんかと比べて高いのか低いのか、私見当がつかないので、もしデータがあればお示しいただきたいというふうに思います。

（総務部参事兼職員課長）現在他市の状況等と比較したことが、申しわけありません、ない状況でして、数字的なものは持っていないのですけれども、ただ類似団体との比較だとかという定数管理上の比較というところというのがございます。それを、ただこれもぴったり当てはまるわけではないのですけれども、そこによってやっている事業が違ったりというところがありますが、これで鴻巣市は類団が3の4だとか、人口と、それから第1次産業が何%、第2次産業が何%とかという形で、それで類似団体を分けまして、それと比較をするというところの金額の面ではないのですけれども、人数の面では比較をした部分もございます。類似団体で埼玉県内の人口1万人当たりの職員数比率という形での比較で普通会計でよろしいでしょうか。

（中野）うん。

（総務部参事兼職員課長）そうしますと、少ない順に申し上げますと、埼玉県内ですと同じ3の3という部類になるのですが、ふじみ野市が1万人当たり49.62人、坂戸市が51.89人、鴻巣市が52.9人、入間市が53.46人、三郷市が59.6人、戸田市が60.33人という形ですので、ほぼ真ん中ぐらいなのかなという認識を持っております。

それから、先ほど申し上げましたが、これ類似団体とはちょっと違うのですが、近隣市の人口1万人当たりと単純比較でございしますが、これで比較をいたしますと、北本市は人口1万人に対して57.39人、桶川市が55.69人、それから上尾市が56.72人という形で、鴻巣市はそういった類似団体等ではなく、近隣市の人口規模で見ますと比較的行革と申しますか、職員数で見た効率化は図られているのかなという認識でおります。以上でございします。

(中野) そういう中で私がなぜこの数字を言ったかということ、人口当たりの職員数を言いましたけれども、やっぱり鴻巣市の場合、時間外も含めて割と偏る部分が多い。それは、職場の定員数の見直しなんかによって対応とれるかと思うけれども、やっぱり絶対的人数がどうなのかということ、これを議論するためにも、そういうデータがない中で議論しても始まらないから、そういう点でそういうデータをどうなっているのかとお聞きしたのです。今言ったように、一番わかりやすいのは今言った人口何人当たりに職員が何人というの、1つのデータです。

しかし、やっぱり少なくとも今言いましたように、これが予算額にするのか、あるいは経常収入に対してやるのか、決まって入ってくる、経常収入に対して、人件費も経常支出ですから、経常収入に対して人件費が何%になっているのか、こういうデータが今後やっぱり近隣市を中心にぜひ検討して出していただきたい。そのことによって、鴻巣市は果たして職員の数が適正なのかどうか。私は人件費、賃金についてはそんなに開きはないと思っています。そうすると、やっぱり人数によってそういう差が出てくるというふうに判断していますので、その辺のことについて今後議論する上でもそういうデータが欲しいので、ぜひそういうデータについて出していただきたいのですが、いかがでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 委員おっしゃるとおり、人件費のいわゆる人件費収支比率という形になってくるかと思うのですが、これについては情報収集に努めまして、委員の皆さんにお示しをできるような形で部内でちょっと調整を図らせていただきたいなというふうに考えております。

(中野) それでは、いよいよこの決算書のほうに入っていくのですが、ちょっと私もわからないところがあるので、ちょっとお聞きしたいのですが、先ほど竹田委員の議論の中で、基金の部分ですが、418ページですが、合併振興基金の話が出ました。その中で財政課長かな、答弁したのが。元金は取り崩していませんよという話が答弁でありました。この418ページ見たときに、確かに合併振興基金が年度末、前年度末が有価証券と現金を合計すると30億3,500万、アバウトで。決算年度中増減高が、

有価証券が減ってその分現金がふえたというふうになっているわけですが、その合計が30億3,300万だったかな、決算年度末の現在高。有価証券と、それから現金合わせて。そうすると、実際のところ、これ会計課が配られた合併振興基金の金利が1,166万6,262円あります。私の記憶で間違いがあるかどうか、ちょっと確認をするのが1つ。この金利の中でコウノトリの里づくり基金にたしか毎年1,000万ずつ入れていくという私は記憶があるのですが、そのことがまず間違いがないかちょっと確認したいのですが、どうですか。合併振興基金の利息のうちから1,000万毎年コウノトリの里づくり基金に入れるというふうに私は記憶しているのですが、その辺いかがですか。

（財政課長）コウノトリの里づくり基金に入れている額ですけれども、平成25年から入れ始めさせていただいていまして、当初4,500万円、その後26、27、28年度に関しましては1,000万円、29年度が355万円、30年度に関しまして1,439万5,000円という形で繰り入れさせていただいております。

（中野）そうすると、ここからちょっと私が不明なのでお聞きしたいのですが、今回1,166万6,000円の合併振興基金の金利があったのですよね、利息が。その中今財政課長がコウノトリの里づくり基金に一千何百万ですか、入れたとありました。そうすると、それでもこの前年度末から決算年度末現在高を引くと、利息の1,166万6,000円を入れて、まだ270万ぐらい見えない金額があるのです、読めない金額が。その読めない金額が先ほど答弁の中で、いや、もう一カ所どこか入れているという話がありましたけれども、そこに入れているのかな、コウノトリの里づくり以外に。

（財政課長）先ほど私のほうで申し上げたデマンドのタクシー、そちらは平成31年度、いわゆる令和元年度のほうで入れさせていただいている金額のほうを申し上げさせていただきましたので、あくまでも過去に入れたのはコウノトリの里づくりの基金のみになっております。

（中野）そうすると、数字的にいえば前年度、要するに29年度末が有価証券と現金合わせて30億3,500万、今度はことしの30年度末の残高が合わ

せて30億3,300万。これ数字が合わないのだけれども、コウノトリの里づくりに一千数百万円入れたとしても。これのことについて、ちょっと数字的には後でいいから、表でもいいですから出してください。ということは、あくまでも利息としては1,166万6,000円しか入ってきていないですから。

(財政課長) まず、29年度末残高ですけれども、30億3,589万5,737円となっております。積み立てが1,166万6,262円、取り崩しをさせていただいたのが1,439万5,000円、その差し引きの結果が30億3,316万6,999円というふうな形になっていると思っております。

(中野) わかりました。コウノトリの里づくりを私前言ったように1,000万と記憶しているものですから、1,000万しか入れていないという、あとはどこへ行ってしまったのだろうと思ったのだけれども、1,400万入れているのですね。了解です。

それでは、あと細かいというか、この決算書に沿って幾つかお聞きします。1つは、先ほど潮田委員のほうからあったのですが、81ページのふるさと納税促進事業あります。これは、決して鴻巣市がこれによって潤っているなんていうデータはないです。少なくともこのふるさと納税基金で、41ページにふるさと基金が3,744万5,000円入ってきています。確かに入ってきているのです。ところが、81ページで記念品が1,296万9,000円出ている。この差で潤っているなんて思ったら大きな間違いであって、要するに本来鴻巣市民が鴻巣市に納めなければいけない税金が、言葉悪いですがけれども、逃げています。そのことと合わせ相殺をし、なおかつ逃げた分に対して75%だったかな、国からの補助金があります。それを入れても毎年大体プラス200万前後だというふうに私は記憶しているのです。全部相殺して200万前後だと記憶しているのですが、この辺の毎年政策総務常任委員会でデータを出してもらっているのです。過去の例えば5年だか6年、七、八年のデータ出してもらっている。ですから、今回についてもそういうデータ、今言った収入イコール支出でもうかっていると思ったら大きな間違いで、要するに逃げている部分が結構あるわけですから、その辺のことを含めてきちっと私どもは委員として

知っておく必要があるので、そうしたデータを毎年のように出していただけるかどうかについて伺います。

（市長政策室副室長（齊藤））中野委員、昨年も一昨年も一応口頭でこの場で申し上げていたところがありまして……

（後で資料もらっていますの声あり）

（市長政策室副室長（齊藤））後で提出いたします。委員皆さんに提出するような形にしたいと思います。

（後でいいよの声あり）

（中野）そういうふうにしてください。というのは、やっぱりこのふるさと基金で、マイナスというわけではないけれども、大幅にプラスになっているわけではないのであって、その辺はやっぱり市民からも聞かれるのです、ふるさと納税について。毎年データもらっていますから、いや、そうではないのだよと、実態はこうなのだよということを市民にはお話を、特に市政報告会等でさせていただいているのですけれども、そういうもののデータとしてやっぱり私たちも知っておく必要があるので、出していただけるということなので、よろしく願いいたします。次に、85ページ、これは私ちょっとわからないので、教えてほしいのですが、今回使用料等の適正な基本方針が出ました。ここに使用料等審議会委員報酬というのが決算で5万5,500円出ていますが、これは30年度分ではありますが、これについて何人で何回行われたのか。と同時に、この30年度だけでは恐らく結論出ていませんでしょうから、31年度についてあの方針を出すまでにどれだけ開かれたのかについて伺っておきます。

（総合政策課長）こちら会議のほうで委員が10名となっております。それで、30年度については3月に1回開催しております。その後31年度、4月、5月、6月、合計4回実施しまして、その委員の意見を参考に基本方針のほうを策定しております。

（中野）了解です。

次に、277ページ、これは私もいずれこういうものにだまされるときが来るとは思うのですが、277ページの委託料の中で悪質電話防止装置設置業務委託料というのがございます。先ほど言いましたように私もいずれこ

ういうものにひっかかるということにあると思いますので、これの詳細な内容について伺いたいと思っていますのです。

（やさしさ支援課副参事）お答えします。

悪質電話防止装置には、あらかじめ警察ですとか各自治体とかで収集した、とってはいけない詐欺グループの電話番号であったり、勧誘がひどい業者の電話番号とかがあらかじめ2万5,000件ほど登録されておりまして、そちらの電話番号からかかってきた電話については着信音が鳴らない、要するに出なくて済むという防止効果の高い悪質電話防止装置となっております。その装置には赤、それから黄色、緑色のランプがつくようになっておりまして、目でそのかかってきた電話の安全度がわかる装置となっております。

（中野）大変高齢者に対してはいいことではありますが、これは普通の家庭用の固定電話に対して何か附属機器をつけることによってそれが可能なのか、あるいは固定電話全体をもう取りかえてしまうのかというのはどうなのですか。

（やさしさ支援課副参事）もともと使用している固定電話に装置を接続するものとなっております。ただ、番号表示サービスに登録している電話機ではないと使えないものとなっております。

以上です。

（中野）私、勉強不足で申しわけないのですが、これをつけたい場合どういう手続をとればいいのか。

（やさしさ支援課副参事）ただいま今年度の募集期間でありまして、お電話いただければ、やさしさ支援課が窓口となっております。

（中野）了解です。

以上です。

（坂本（国））1つだけでございます。81ページなのですが、81ページの下の方の県央ライフいつでも体験事業委託料ということが書いてあります。この事業は何をして、そしてその結果どんな効果があったのか教えてください。お願いします。

（総合政策課長）こちらは、県央の4市1町で実施している事業でござ

います。スタンプラリーというものを行いまして、参加者のほうが1,529人ということになっております。鴻巣市においては20施設で477個スタンプのほうがございました。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

(なし)

(委員長) それでは、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 付託された部分でいうと、同和団体の補助金事業と、それから使用料の値上げを、受益者負担の原則で使用料等審査会が平成30年度には開催されています。こうした予算執行となっている部分がありますので、付託された部分での反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手で行います。

議案第94号 平成30年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第94号は原案のとおり認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。ご苦労さまでした。

次に、政策総務常任委員会の視察研修についてお諮りをいたします。政策総務常任委員会の視察研修について、日程は令和元年11月12日火曜日

から11月14日木曜日の3日間、視察先、視察項目については、苫小牧市「地方創生地域コミュニティ活性化支援事業について」、室蘭市「民間活力導入手法による公共施設集約化事業について」、函館市が「地域交流まちづくりセンターの取り組みについて」とし、実施したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、政策総務常任委員会の視察研修について、ただいま申し上げたとおり行うことに決定をいたしました。

それでは、これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思えます。

ご苦労さまでございました。

(閉会 午後2時57分)